

上関町告示第19号

令和7年第2回上関町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年5月26日

上関町長 西 哲夫

1 期 日 令和7年6月3日

2 場 所 上関町役場議事堂

---

○開会日に応招した議員

山谷 良数議員

清水 康博議員

右田千賀子議員

秋山 鈴明議員

海下竜一郎議員

古泉 直紀議員

山戸 孝議員

柏田 真一議員

山村 泰志議員

岩木 和美議員

---

○6月10日に応招した議員

---

○6月11日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和7年 第2回(定例)上 関 町 議 会 会 議 録(第1日)

令和7年6月3日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和7年6月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 行政報告並びに議案提案理由の説明
  - 日程第5 議案逐条説明
  - 日程第6 陳情等について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 行政報告並びに議案提案理由の説明
  - 日程第5 議案逐条説明
  - 日程第6 陳情等について
- 

出席議員(10名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 山谷 良数議員 | 2番 清水 康博議員 |
| 3番 右田千賀子議員 | 5番 秋山 鈴明議員 |
| 6番 海下竜一郎議員 | 7番 古泉 直紀議員 |
| 8番 山戸 孝議員  | 9番 柏田 真一議員 |

10番 山村 泰志議員

11番 岩木 和美議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 鶴田 昌規

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 哲夫	副町長	北谷 勲
教育長	山方 純	総務課長	山内 孝幸
企画財政課長	坪金 由美	住民課長	立畠 信昭
保健福祉課長	中原 涉	産業観光課長	磯辺 一男
土木建築課長	田中 健一	会計管理者	徳重 貴子
教育次長	萩原 淳		

---

午前9時00分開会

○事務局長（鶴田 昌規） おはようございます。開会に先立ちまして、上関町民憲章  
をご唱和いたしますので、よろしくお願ひします。

前文を朗読いたしますので、後段について一緒にご唱和してください。

〔事務局長朗読〕

.....

〔町民憲章唱和〕

.....

○事務局長（鶴田 昌規） ありがとうございます。

〔議長挨拶〕

○議長（岩木 和美） 改めまして、おはようございます。

令和7年第2回上関町議会定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会にご出席いただきありがとうございます。

本定例会には、議案9件、報告2件、追加議案1件が上程されております。全員協議会も予定されておりますので、慎重審議をされますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

町長挨拶。

〔町長挨拶〕

○町長（西 哲夫） 改めまして、おはようございます。

令和7年6月定例議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

4月から始まりました新年度も2か月を過ぎ、年度替わりの慌ただしさも落ち着きつつありますが、毎日寒暖の差が大きく、体調管理が難しい日が続いております。また、季節は今週末か来週には梅雨入りが予報されております。雨量は例年並みかやや多いと予想されておりますけど、夏も気温が例年より高い予想となっております。熱中症には十分気をつけていただきたいと思います。近年は毎年異常気象とも言われておりますけど、大雨や台風には十分気をつけていただきたいと思っております。住民の皆さんもこれからの対策には日頃から用意して、近所と連携を取るなど、有事の際には命を守る行動をお願いを申し上げます。

本日は議員各位には大変お忙しい中、全員のご出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。今議会には、令和6年度の専決処分、令和7年度一般会計補正予算などの議案を上程させていただいております。詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、慎重なるご審議をお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岩木 和美） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和7年第2回上関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、お願いしておきます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードでお願いします。

傍聴席をお願いします。本会議中は私語は慎まれ、お静かにしていただくようお願いいたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（岩木 和美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、議長において、山村泰志議員、山谷良数議員、両名を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（岩木 和美） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日までの9日間と決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（岩木 和美） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名は、お手元に配付してある資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 行政報告並びに議案提案理由の説明

○議長（岩木 和美） 日程第4、行政報告並びに議案提案理由の説明を求めます。

西町長。

○町長（西 哲夫） それでは、議案説明に先立ちまして、3月議会以降の行政運営についてご報告を申し上げます。

第1は、朝鮮通信使再現船の寄港についてです。

平成30年に韓国で復元されました朝鮮通信使船が大阪・関西万博の韓国デーに合わせ、当時の航海を再現する企画で上関町に寄港いたしました。釜山と大阪間を沿地に寄港しつつ往復する行程で、当町への寄港は、往路の5月2日と復路の5月21日の予定でした。往路は悪天候のため上関町への寄港はできませんでしたが、歓迎式交流会は予定どおり開催をされました。復路は予定どおりの寄港で、多くの方の歓迎にぎわい、上関中学校の生徒さんや一般希望者の船内見学などが行われました。翌朝の出港時は、町内だけではなく遠方からも多くの見学者が見送りに来られ、朝鮮通信使は町の歴史財産だけではなく観光資源でもあるということが感じられました。朝鮮通信使は室町時代から江戸時代にかけて朝鮮国王が派遣した使節団で、江戸時代には12回来日しており、上関町には11回寄港した記録が残っております。今回の再現航海は復元船にとっても最初で最後の航海であり、今後は自国で展示されると聞いております。今回のイベントは万博への参加や学術研究とともに日韓交流の目的の一つとされており、当町のおもてなしが親善交流にも寄与できたものと思っております。

第2は、上関水軍まつりについてです。

今年で31回目となる水軍まつりですが、本年は7月末に参議院選挙が予定されておるため、例年より2週間スライドし、8月2日の土曜日に予定をしております。今年の夏も猛暑が予想されておりますことから、共に無事に開催されることを祈念をいたしております。

続きまして、本日提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

本日提案いたしました議案は、専決処分の承認8件、令和7年度一般会計補正予算1件、条例の制定6件、訴えの提起など1件、報告2件、追加議案3件です。

議案第1号は、専決処分の承認についてです。

(1) は、令和6年度上関町一般会計補正予算(第10号)で、令和7年3月31日付の専決処分となります。補正額として1億4,991万1,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ36億7,945万1,000円としております。

歳入の主なものは、特別交付税3,011万8,000円の増額と財政調整基金繰入金の減額などとなります。歳出の主なものは、清算に伴う用地取得事業特別会計繰出金の減、診療所設計委託料及び旧中央公民館解体工事費などの減及び予備費の減額などになります。

(2) から(6) の令和6年度各特別会計補正予算は、いずれも事業精算及び実績に伴うものです。

(7) 上関町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定の専決処分についてです。これは、地方自治法の規定に基づいた一部改正になります。

(8) は上関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分についてです。これは、地方自治法の規定に基づいた一部改正になります。

議案第2号は、令和7年度上関町一般会計補正予算(第1号)についてです。補正額として、1,843万2,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ34億4,443万2,000円とするものです。

歳出の主なものは、消防費の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した防災備蓄用品購入の増となります。また、商工費の鳩子の湯修繕に伴う設計委託料及び工事請負費の増です。

議案第3号は、上関町人権施策推進審議会条例の制定についてです。これは、人権に関する施策の総合的な推進を図るためです。

議案第4号は、上関町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは上関町人権施策推進審議会条例の制定に伴い、審議会委員を追加するためです。

議案第5号は、上関町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは町費負担教職員の給料について、給料の調整額を追加する必要があるためです。

議案第6号は、上関町老人憩の家等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、祝島小規模老人憩の家の解体に伴い、改正する必要があるためです。

議案第7号は、上関町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、路線の再編成に伴い、改正する必要があるためです。

議案第8号は、上関町定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、若者定住促進住宅の払下げに伴い、改正する必要があるためです。

議案第9号は、訴えの提起等をするることについてです。これは、町営住宅の明渡しなどの請求に係る訴えを提起するためです。

報告第1号は、令和6年度上関町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてです。地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

報告第2号は、第15期一般財団法人なごみの事業計画の報告についてです。地方自治法第243条の第3第2項の規定により報告するものです。

追加議案第1号は、工事請負契約の変更についてです。これは、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会への議決を求めるものです。

なお、最終日に追加議案第2号及び第3号を提出する予定としております。これは参議院議員通常選挙に伴う国の改正によるもので、本会議の会期中に可決される見込みのためです。

以上、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、

詳細につきましては、関係参与よりご説明申し上げますとともに、ご質問に応じまして、私及び関係参与がお答えいたしますので、慎重なるご審議の上、議決をお願いいたします。

○議長（岩木 和美） 以上で、行政報告並びに議案提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第5. 議案逐条説明

○議長（岩木 和美） 日程第5、議案逐条説明について、議案第1号から追加議案第1号までの12件を一括議題とします。

議案逐条説明に入ります。

議案第1号から順次説明願います。

議案第1号専決処分の承認について、（1）令和6年度上関町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について、坪金企画財政課長。

〔企画財政課長説明〕

.....  
議案第1号 専決処分の承認について  
.....

○議長（岩木 和美） （2）令和6年度上関町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、立畠住民課長。

〔住民課長説明〕

.....  
議案第1号 専決処分の承認について  
.....

○議長（岩木 和美） （3）令和6年度上関町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、（4）令和6年度上関町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、中原保健福祉課長。

〔保健福祉課長説明〕

-----  
議案第1号 専決処分の承認について  
-----

○議長（岩木 和美） （5）令和6年度上関町風力発電事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、田中土木建築課長。

〔土木建築課長説明〕  
-----

議案第1号 専決処分の承認について  
-----

○議長（岩木 和美） （6）令和6年度上関町用地取得事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について、山内総務課長。

〔総務課長説明〕  
-----

議案第1号 専決処分の承認について  
-----

○議長（岩木 和美） （7）上関町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について、（8）上関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について、立畠住民課長。

○住民課長（立畠 信昭） それでは、専決議案第7号及び第8号の説明を行います。

議案の22ページをお願いします。

上関町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり、上関町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分する。令和7年3月31日付の専決処分になります。

このたびの条例改正は、地方税法等の一部改正に伴い、関係する部分について、上関町税賦課徴収条例の一部改正の専決処分を行ったものです。

住民税に関係する主な改正内容は、物価上昇における税負担の調整となります。給

与収入から控除する給与所得額控除の最低保証額及び各種扶養控除等に係る所得要件をそれぞれ10万円引き上げたことにより、いわゆる年収の壁の103万円が20万円引き上げられ、給与収入で123万円の場合でも各種扶養控除を受けることが可能となりました。

また、大学世代の19歳以上23歳未満の子については、123万円を超えた場合も一定の控除を受けられるように、新たに特定親族特別控除を創設し、収入要件の引上げを行っています。

それでは、次のページ、23ページをお願いします。

個々の条文に、要点を簡略して説明させていただきます。

第1条、上関町税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第18条の改正は、送付した文書等が宛名不在等で返送された場合に、その旨を掲示して行う方法についての条文ですが、新たに町のホームページでも閲覧することができる方法を追加する改正を行っております。

第34条及び第36条の改正は、先ほど説明した新たに創設された特定親族特別控除額に対応するための改正を行っています。

第63条の改正は、引用元の項ずれに対応するための改正を行っています。

第82条、第89条の改正は、50cc以下の二輪車、いわゆる原付についてです。新たな廃ガス規制が11月から開始されますが、この原付では規制をクリアすることが困難なため、生産販売の継続が困難となりました。それに伴い、125cc以下の二輪車の最高出力を原付並みに制御して生産することになりました。この二輪車の新たな区分を設け、原付と同じ税額とするための改正を行っています。

下段から次のページ、24ページ上段までの第90条の改正は、身体障害者等が軽自動車税の減免の申請を行うときに、運転免許証の提示が必要ですが、新たにマイナ免許証の提示に対応するための改正を行っています。

第139条、第149条、附則第10条の2については、引用元の項ずれに対応するための改正を行っています。

附則第10条の3の改正は、マンションを長寿命化するために大規模修繕工事が実施された場合に、当該マンションに係る固定資産税の減額についてです。部屋の所有者から申告書の提出がなかった場合でも、管理者等から所要の書類が提出され、要件に該当する場合は、減額措置を適用するための改正を行っています。

下段から次のページ、25ページ上段までの附則第16条の2の改正は、加熱式たばこの税額の増税についてです。従来からの火をつけて吸う紙巻きたばこより税負担が低いため、税負担差を解消するための改正を行っています。

附則です。第1条は施行期日についてです。この条例は令和7年4月1日から施行します。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行します。

第1号は所得控除等についてです。令和8年1月1日施行です。令和8年度分住民税より改正となります。

第2号は加熱式たばこの増税についてです。令和8年4月1日施行となります。

第3号は公示の掲載方法についてです。法律規制に規定する施行の日となります。

下段から27ページまでの第2条から第6条は、経過措置についてです。施行日より適用し、施行日までのものは、なお従前の例によります。

なお、第6条の加熱式たばこの増税については、令和8年4月から9月までは緩和措置として増額分の2分の1の増額となります。

以上で、専決議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議案の28ページをお願いします。

専決議案第8号上関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり、上関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。令和7年3月31日付の専決処分になります。

このたびの条例改正は、政令の改正により、昨年度に引き続き、高所得者世帯が対

象となる賦課限度額が引き上げられましたが、物価上昇を考慮し、低所得者世帯の保険税を軽減するための基準所得額の引上げが行われました。

また、上関町国保運営協議会での審議により税率の引下げを行いました。

それでは、次のページ、29ページをお願いします。

上関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上関町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条の改正は、医療費分の賦課限度額を65万円から66万円に1万円引き上げ、さらに後期高齢者支援金の賦課限度額も24万円から26万円に2万円引き上げたことによる改正となります。高所得者の方にとっては、年間3万円の税負担の改正となります。

次の第3条の改正は、国保運営協議会での審議により、医療費分の所得割率を8.5%から7.0%に1.5%引き下げたことによる改正となります。

第21条は、保険税の軽減についての条文となります。

軽減判定所得の基準額の見直しによる改正を行っています。見直し内容は、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において、被保険者数の数に乘ずる金額を5割軽減については29万5,000円から30万5,000円に1万円引き上げ、2割軽減については54万5,000円から56万円に1万5,000円引き上げたことによる改正となります。

附則です。この条例は令和7年4月1日から施行します。

改正後の上関町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、令和6年度までは従前の例によります。

以上で、専決議案第8号の説明を終わります。

○議長（岩木 和美） 説明の途中ですが、これより休憩を取ります。再開を10時10分といたします。直ちに休憩に入ります。

午前9時55分休憩

午前10時10分再開

○議長（岩木 和美） 休憩を解き、会議を再開します。

議案第2号令和7年度上関町一般会計補正予算（第1号）について、坪金企画財政課長。

〔企画財政課長説明〕

.....  
議案第2号 令和7年度上関町一般会計補正予算（第1号）について  
.....

○議長（岩木 和美） 議案第3号上関町人権施策推進審議会条例の制定について、議案第4号上関町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、山内総務課長。

○総務課長（山内 孝幸） それでは、議案第3号並びに議案第4号を説明いたします。

議案の33ページをお願いいたします。

議案第3号上関町人権施策推進審議会条例の制定について。

上関町人権施策推進審議会条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。人権に関する施策の総合的な推進を図るため。

次のページをお願いいたします。

上関町人権施策推進審議会条例。平成21年に上関町の将来像「あたたかく、いきいきと、のびやかに、うるおいのある町」の実現を目指し、山口県人権推進指針の趣旨に基づき、人権施策の推進について協議するため、上関町人権施策推進協議会を要綱により設置しておりました。今年度、上関町人権推進指針を策定するため、上関町人権施策推進審議会を新たに設置するための条例となります。

附則。この条例は令和7年7月1日から施行する。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案の36ページをお願いいたします。

議案第4号上関町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について。

上関町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。上関町人権施策推進審議会条例の制定に伴い改正する必要があるため。

次のページをお願いいたします。

上関町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上関町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、先ほどの議案第3号で説明いたしました上関町人権施策推進審議会が設置されることにより、この委員に対する報酬が新たに加わるというものになります。

附則。この条例は令和7年7月1日から施行する。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（岩木 和美） 議案第5号上関町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、萩原教育次長。

○教育次長（萩原 淳） それでは、議案第5号について説明いたします。

議案38ページをお願いします。

議案第5号上関町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上関町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

提案理由。このたび教職員の業務に関しまして、特別支援学級の業務が加わったため、新たに調整額を追加する必要があるため、このたびの条例で提案させていただきました。

次の議案39ページをお願いします。

上関町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

上関町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

第1条中、「7条第1項及び地方公務員法」を「第7条第1項並びに地方公務員法」に改める。以下は、このたびの変更により繰り下がっております。

給与調整額につきましては、先ほど申し上げましたが、このたびの特別指導に関する教職員の支援学級業務に対して支給するものです。その額は別表に上げるその者の号給に対応する調整基本額に定める額を支給する。ただし、給与月額100分の4.5が調整基本額に達しない場合はその額を調整基本額とします。このたびの給与改正により、新たに発生した規定でございます。

附則。この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から運用する。

以上です。

○議長（岩木 和美） 議案第6号上関町老人憩の家等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、中原保健福祉課長。

○保健福祉課長（中原 渉） それでは、議案第6号についてご説明いたします。

議案50ページをお願いします。

議案第6号上関町老人憩の家等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上関町老人憩の家等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

議案理由としましては、祝島小規模老人憩の家の解体に伴い、上関町老人憩の家等設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

次のページ、51ページをお願いします。

上関町老人憩の家等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、令和6年度に祝島小規模老人憩の家を解体したことにより、第2条の表中の祝島小規模老人憩の家及び上関町大字祝島215の1番地を削除することとなり、条例の一部を改正することになりました。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の上関町老人憩の家等設置及び管理に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（岩木 和美） 議案第7号上関町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例について、磯辺産業観光課長。

○産業観光課長（磯辺 一男） 議案の52ページをお願いします。

議案第7号上関町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上関町営バス運行事業に関する条例（昭和61年条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由は、路線再編成に伴い、改正する必要があるため。

次の53ページをお願いいたします。

上関町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例。

上関町営バス運行事業に関する条例の一部を次のように改正する。

町営バスの運行路線を定めた第2条第1項の第1号について、従来、白井田、上関、室津、尾熊毛、志田、柳井医療センターとなっておりましたものを、四代、蒲井、白井田、上関、室津、尾熊毛、志田、柳井医療センターに改め、同項第2号の大江、中ノ浦線については変更ありません。

なお、第3号に四代から室津とありましたものを削除します。

附則として、この条例は令和7年10月1日から施行する。

以上で、議案第7号上関町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○議長（岩木 和美） 議案第8号上関町定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号訴えの提起等を行うことについて、田中土木建築課長。

○土木建築課長（田中 健一） それでは、議案第8号、第9号の説明をいたします。

議案54ページをお願いします。

議案第8号上関町定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につ

いて。

上関町定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。若者定住促進住宅の払下げに伴い、改正する必要性が生じたため。

次のページをお願いします。

上関町定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

上関町定住促進住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別表第1、第3条関係中、名称、新町住宅団地、若者定住促進住宅。設置場所、上関町大字室津552の21、22、23、25、26、27、28、29、30、32、33、34。設置戸数、木造瓦ぶき二階建て12戸を、設置場所、上関町大字室津552の25、26、27、28、29、30、32、33、34。設置戸数、木造瓦ぶき二階建て9戸に改める。

附則。この条例は公布の日より施行する。

以上で、議案8号の説明を終わります。

それでは、議案第9号の説明をいたします。

議案56ページをお願いします。

議案第9号訴えの提起等をする事について。

次のとおり、訴えの提起及び訴えの提起後の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由。町営住宅の明渡し等の請求に係る訴えを提起したいので提案する。

次のページ、57ページをお願いします。

1、当事者。

2、事件名、町営住宅明渡し等請求事件。

3、請求の趣旨。

(1) 被告は原告に対し、その入居している町営住宅を明け渡せ。

(2) 被告は原告に対し、滞納住宅使用料及び入居承認取消しの日の翌日から明渡

し済みまで、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金員を支払え。

(3) 控訴費用は被告の負担とするとの判決を、並びに(1)及び(2)につき仮執行の宣言を求める。

なお、訴えの概要及び理由等については別紙資料を添付しておりますので、よろしくをお願いします。

以上で、議案第8号、第9号の説明を終わります。

○議長(岩木 和美) 報告第1号令和6年度上関町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、坪金企画財政課長。

○企画財政課長(坪金 由美) それでは、議案の59ページをお願いいたします。

報告第1号令和6年度上関町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和6年度上関町一般会計補正予算(第9号)第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次の60ページをお願いいたします。

令和6年度上関町一般会計繰越明許費繰越計算書になります。繰越明許費の繰越額については、ここに掲げている5つの事業の金額を令和7年度に繰り越しています。

款2総務費項1総務管理費、事業名、物価高騰重点支援給付金低所得世帯支援分給付事業、金額687万7,000円。翌年度繰越額263万3,000円、財源内訳として未収入特定財源の国庫支出金263万2,000円、一般財源1,000円になります。

次に、同じく款2総務費項1総務管理費、事業名、花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券2025交付事業、金額1,446万3,000円。翌年度繰越額1,413万7,704円。財源内訳として未収入特定財源の国庫支出金1,331万9,000円、一般財源81万8,704円になります。

次に、款8土木費項2道路橋梁費、事業名、白井田地区道路新設事業、金額4,454万円、翌年度繰越額4,454万円。財源内訳として未収入特定財源の地方

債4,040万円、一般財源414万円になります。

次に、同じく款8土木費項5住宅費、事業名、町営住宅明渡し等請求訴訟委託、金額100万円、翌年度繰越額100万円。財源内訳として一般財源100万円になります。

次に、款10教育費項2小学校費、事業名、上関小学校給食調理用給湯器設備更新工事、金額818万9,000円、翌年度繰越額818万9,000円。財源内訳として未収入特定財源の地方債810万円、一般財源8万9,000円になります。

合計で、事業費金額が7,506万9,000円、翌年度繰越額が7,049万9,704円。財源内訳として未収入特定財源が6,445万1,000円、一般財源が604万8,704円となっております。

以上で、報告第1号令和6年度上関町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（岩木 和美） 報告第2号第15期一般財団法人なごみの事業計画の報告について、磯辺産業観光課長。

○産業観光課長（磯辺 一男） 議案の61ページをお願いいたします。

報告第2号第15期一般財団法人なごみの事業計画の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、第15期一般財団法人なごみの事業計画に関する書類を別紙のとおり報告する。

議案の62ページをお願いします。

第15期令和7年度事業計画。

1、基本方針。上関海峡温泉鳩子の湯、道の駅上関海峡とも、電力・灯油価格の高止まりなど、物価高騰を踏まえた計画としています。鳩子の湯は来館者数の目標値を12万7,000名とし、CMやタウン誌など宣伝により、新たな来館者の獲得に取り組みます。また、集客範囲を広げ、若年層の来館者を増やすことを重点的に取り組みます。道の駅は、町民に日常生活の一部として利用してもらうとともに、観光協会等と連携を取りながら、広く周辺市町からも観光の目的地や町内観光の発着点として

訪れてもらえるよう、魅力ある施設を目指します。

また、両施設が連携し相乗効果を発揮し、産業・観光の振興、地域経済の活性化、生活の利便性や町民福祉の向上を目指し事業運営を行っていきます。

2、収支計画としまして、1、温泉会計では、経常収益1億2,575万5,000円、経常費用1億1,823万4,000円と見込み、経常利益を752万1,000円と見込んでおります。リピーターや固定客の定着などをはじめ、レストランからの安定的な委託料の収入を見込んでおります。

2、道の駅会計。経常収益9,466万9,000円、経常費用9,383万8,000円と見込み、経常利益を83万1,000円と見込んでいます。総売上げも過去最高の2億4,000万円を見込んでおります。費用につきましては、光熱水費の節約に努め、支出全般を抑えていきます。

3、本部会計。本部会計では収益事業は行っていませんので、収入は発生しません。損金として134万4,000円を計上しています。

3、事業計画。上関海峡温泉につきましては、1、温泉部門。年に2回、回数券のキャンペーンを継続して実施し、リピーターや固定客の定着に努めます。町内イベント時にPRを行い、上関温泉ならではの企画で集客に努めます。また、新たに近隣市町を対象に、企業向け福祉・福利厚生サービスとして温泉を利用してもらう取組も実施していきます。

2、飲食部門。地域の特産品を生かした料理の提供、観光団体客などの受入れを積極的に行います。温泉との相乗効果により来館客の満足度を高めます。

議案の64ページをお願いいたします。

3、物販部門。オリジナル新商品、Tシャツ、サウナハットなどの販売を軌道に乗せ、売上げ増収を目指します。

4、接客マナーの徹底についても、お客様に喜んでいただけるよう、おもてなしの心で取り組みます。

(2) 道の駅上関海峡につきましては、1、売場の運営としまして、直売部門では

上関産の新鮮とれたての産品を求めて来店されるお客様の期待に応えるため、町内の生産者にやりがいや誇りを持って出荷していただけるよう、売場づくりに取り組みます。また、地元商品が減少する中、道の駅らしさを損なわない範囲で日用品等の販売を開始いたします。また、加工場を活用し下処理済みの鮮魚や地元ならではの総菜など、施設の魅力向上に取り組みます。

議案の65ページをお願いします。

飲食部門。上関らしい新鮮とれたての魚料理をコンセプトに上関の産品を利用した料理の提供を行い、上関を丸ごと味わえる飲食・テイクアウトスペースとして運営していきます。季節に応じたイベントの実施、旬の商品の提供、販売など、関係機関と連携しながら計画いたします。その際に、キッチンカーも活用しにぎわいの創出にも取り組みます。そのほか、ふるさと納税等の返礼品の開発にも取り組みます。

施設の運営といたしまして、接客マナーの徹底、情報発信コーナーによる観光案内、施設周辺やトイレ、駐車場などの衛生管理についても来館者が快適に利用できるよう安全・安心・清潔な施設のイメージの向上を図ります。

議案の66ページをお願いします。

第15期令和7年度事業計画収支予算書について説明します。

それでは、会計ごとに説明します。

本部会計ですが、この会計は収益事業は行っていませんので、経常収益は発生しません。経常費用として管理費134万4,000円を見込んでいます。

次の行の温泉会計ですが、経常収益は1億2,575万5,000円を見込んでいます。主な収益の内訳として、事業収益、入浴料の収益が9,576万8,000円、タオル、お茶等の物販収益が980万6,000円、レストラン、エステ等の委託販売手数料が1,101万3,000円、受取補助金等指定管理料が600万円、雑収入として自動販売機手数料が316万8,000円と見込んでいます。

経常費用は1億1,823万4,000円を見込んでおり、主な費用の内訳としては、給料手当が3,002万6,000円、電気・水道等の光熱水費が3,917万

2,000円、浄化槽などの清掃などの委託費が1,908万5,000円などが事業に関する費用としております。

経常収益から経常費用を差し引きますと、当期経常増減額は752万1,000円の黒字を見込んでおります。

次の行の道の駅会計ですが、経常収益は8,619万4,000円を見込んでおります。主な収益の内訳として、仕入れ販売等の物販仕入れ5,752万9,000円、直売所の手数料の委託手数料が2,866万5,000円、雑収入として自動販売機手数料が247万5,000円を見込んでいます。

経常費用につきましては9,383万8,000円を見込んでいます。主な費用としては、レジパック等包装の消耗品が366万1,000円、魚等の仕入れが3,671万5,000円、電気・水道等光熱水費が990万2,000円、清掃・浄化槽の委託料が851万3,000円など、事業に要する費用を計上しています。

経常収益から経常費用を差し引きますと、当期経常増減額は83万1,000円の黒字を見込んでおります。

次の本部会計、温泉会計、道の駅会計の3会計の合計につきましては、先ほど説明した経常収益合計となります。費用につきましても先ほど説明した合計額となりますので、経常収益から経常費用を差し引きますと、当期経常増減額は700万8,000円の黒字を見込んでおります。

以上、報告第2号の説明を終わります。

○議長（岩木 和美） 追加議案第1号工事請負契約の変更について、山内総務課長。

○総務課長（山内 孝幸） それでは、追加議案書をお開きください。

追加議案第1号工事請負契約の変更について。

議会の議決すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第1条の規定に基づき、工事請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

1、工事名。令和6年度白井田地区道路新設工事。この工事は、今年の12月議会

の議案第7号にて議会の議決を経て契約を締結し、今年の3月議会の報告第2号にて、契約金額の変更契約を専決処分にて締結させていただいたことを報告しているものとなります。

2、契約年月日の本契約日。昨年の12月議会の議案第7号にて議会の議決を経て契約した年月日で令和6年12月11日です。

変更仮契約日は、このたび工事の契約金額を変更契約するに当たり、仮契約した日付で令和7年5月8日です。

3、契約金額の議決を経た契約金額は、昨年の12月議会の議案第7号にて議会の議決を得て契約した金額で5,137万円です。

変更契約金額は、このたび変更契約する契約金額で5,907万1,100円です。

4、契約の相手方。株式会社イワキ、代表取締役岩木昇。

以上で、追加議案第1号の説明を終わります。

○議長（岩木 和美） 以上で、議案逐条説明を終わります。

---

#### 日程第6. 陳情等について

○議長（岩木 和美） 日程第6、陳情等についてを議題とします。

今回受理しましたのは、陳情1件です。

内容につきましては、お手元に配付のとおりです。陳情事項をご配慮の上、取扱いについてよろしくお願いします。

---

○議長（岩木 和美） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。6月4日の本会議を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。したがって、6月4日の本会議を休会とすることに決定しました。

なお、議員のみの全員協議会を6月4日の午前9時から開きます。

次の本会議は、6月10日火曜日午前9時から開きます。

本日はこれにて散会します。

午前10時34分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 岩木 和美

署名議員 山村 泰志

署名議員 山谷 良数

---

令和7年 第2回(定例)上 関 町 議 会 会 議 録(第2日)

令和7年6月10日(火曜日)

---

議事日程(第2号)

令和7年6月10日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

出席議員(10名)

1番 山谷 良数議員

2番 清水 康博議員

3番 右田千賀子議員

5番 秋山 鈴明議員

6番 海下竜一郎議員

7番 古泉 直紀議員

8番 山戸 孝議員

9番 柏田 真一議員

10番 山村 泰志議員

11番 岩木 和美議員

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 鶴田 昌規

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 哲夫	副町長	北谷 勲
教育長	山方 純	総務課長	山内 孝幸
企画財政課長	坪金 由美	住民課長	立畠 信昭
産業観光課長	磯辺 一男	土木建築課長	田中 健一
会計管理者	徳重 貴子	教育次長	萩原 淳

---

午前9時00分開議

○議長（岩木 和美） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

その前に、執行部のほうから中原保健福祉課長が本日欠席との報告を受けております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、お願いをしておきます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードでお願いします。

傍聴席にお願いします。本会議中は私語は慎まれ、お静かにしていただくようお願いいたします。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（岩木 和美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、議長において、清水康博議員、右田千賀子議員、両名を指名します。

---

**日程第2. 一般質問**

○議長（岩木 和美） 日程第2、一般質問に入ります。

本日の一般質問は、6名より8件の通告書が提出されております。この質問の要領は要点を絞って質問し、会議規則第58条の規定により、再質問は2回を超えることができません。質問時間は答弁を含めて40分としますので、ご協力をお願いします。

特にお願いを申し上げておきますが、再質問は2回を超えることができませんので、執行部におかれましても十分な答弁をされますようお願いいたします。

それでは、直ちに一般質問に入ります。

一般質問第1、山村泰志議員。山村議員におかれましては、着座のままで発言を許します。

○議員（10番 山村 泰志） 中間貯蔵施設関連について2点質問します。

私は、さきの3月議会で中間貯蔵施設導入の議決判断について質問させていただきました。これに対し、町長は導入判断には議員間議論の継続が必要である旨の答弁をされました。

しかし、上関町に原子力施設建設問題が立ち上がって以来、50年間、推反両議員間で原子力施策に関する諸問題を既に熟議しております。当初から、反対派議員は、原子力リスクを理由に反対一辺討論で、町政策の原子力財源の有効活用プロセス議論には応じようとはしません。このような状態で議論を継続しても正常な議論の展望は望めません。推反で異なる意見の対立状態では合意形成の議論には至りません。

そもそも、議会でも議論とは単なる意見交換ではなく、合意形成に至るためのプロセスです。そして、十分な議論を尽くしても合意に至らない事案の最終的な意思決定手段は、過半数議決の原則で多数決判定です。

現状は既に議論は尽くされた状態です。議会議論の全会一致は、理想ではあるが相反する認識の一致は難しく、意見の一致には至らないので、賛反の議決権行使は必須、少数意見も尊重されなければなりません。大半で賛同された多数意見は重要で看過できません。

1点目の質問として、導入判断について、いつ議決を要するか再度問う。

2点目は、これまで多くの原子力関連交付金が交付され、上関海峡温泉や道の駅上

関海峡、上関総合文化センター、城山歴史公園の整備だけでなく、特別養護老人ホームかみのせき苑や各地区の老人憩の家の整備などの福祉行政、上関小・中学校の施設整備などの教育行政、町営バスやし尿処理、運搬車両購入などの生活改善事業等にも活用されております。こうした町民に身近なものに活用されているにもかかわらず、多くの町民はその事実を認識できていないのではないかと感じられます。

町は、令和4年に公共施設事業要覧を発行し、充当施設などの原子力関連交付金に関する情報発信を行っていますが、いま一度、町民一人一人に対して原子力関連交付金の交付経緯や、これまでの充当施設を周知することが必要ではないかと思うが、原子力関連交付金に関する町民への情報発信について町長の見解を問う。

以上、2点質問します。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） それでは、山村議員からは2点のご質問をいただいておりますので、順次ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の中間貯蔵施設導入判断について、いつ議決を要するかというご質問ですが、さきの3月議会でも同様のご質問をいただいております、答弁が重複する部分もありますが、ご容赦願いたいと思います。

中間貯蔵施設に関する調査・検討につきましては、昨年11月に中国電力株式会社によるボーリング調査の現地作業へデータの解析を進めていることはご承知のことと思います。現時点ではまだ調査結果が出ておりませんが、まずは町長として中国電力株式会社から調査結果を聞くとともに、必要に応じて町議会の皆様にも説明を行ってもらいたいと考えております。

山村議員が言われるように、上関町に原子力発電所を誘致して以来、50年にわたり議員間での熟議がなされていることは十分承知をいたしております。私も最終的には議会制民主主義のルールである議会の議決に従うべきではないかと思っておりますが、現時点では中間貯蔵施設に対する熟議なしに判断すべきではないと思っております。議会におきましても、議論を尽くしていただき、住民議会の意向を踏まえた上で、

しかるべき判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、1点目の山村議員の質問への答弁とさせていただきます。

次に、2点目の原子力関連交付金に関する町民への情報発信についてのご質問にお答えをいたします。

本町においては、これまで多くの原子力関連交付金を活用し、福祉行政では高齢者保健福祉施設や各地区老人憩の家、医療機器の整備など、教育行政では上関統合小学校整備や城山歴史公園整備など、また、生活改善事業では町営バス、し尿処理運搬車両等の購入、防災事業では各地区消防局整備やポンプ車及び機器の購入など、数多くの事業を行ってまいりました。

また、上関海峡温泉、道の駅上関海峡、上関町総合文化センターを整備し、健康増進と福祉の向上、文化活動やレクリエーションなど、地域間交流の活性化並びに産業観光の振興に寄与いたしております。

これらは、令和4年に公共施設事業要覧を作成したほか、広報紙などで紹介することで、交付金の充当事業について情報発信をしておりますけど、山村議員がおっしゃるとおり、町民一人一人に対して、いま一度周知することは必要だと考えております。

原電交付金に関する情報発信を強化することは、住民の理解促進や信頼回復につながると考えられます。原電交付金の具体的な内容や利用状況、地域への貢献度などを丁寧に説明することで、より多くの住民の皆様にご理解を深めてもらうことは、大変重要なことだと思っております。

本町における情報発信の手段として、広報紙や町のホームページでの掲載、加えて昨年11月より開始した上関町公式LINEを情報発信ツールとして取り入れておりますので、さらに多様で効果的な周知に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、山村議員の質問へのお答えとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩木 和美） 山村議員。

○議員（10番 山村 泰志） 1点目について、事前調査について答えられました。

このことについて調査が適地と判断された場合、速やかに議会判断を仰いでいただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。答弁は結構でございます。

○議長（岩木 和美） 山村泰志議員の一般質問を終わります。

○議長（岩木 和美） 一般質問第2、海下竜一郎議員。

○議員（6番 海下竜一郎） 私のほうから質問通告書に沿って質問させていただきます。

中間貯蔵施設にかかる調査結果を踏まえた今後の対応はということで質問をさせていただきます。

現在、町では中国電力が中間貯蔵施設に関する調査・検討を進めており、ボーリング調査の現地作業を踏まえた分析を行っているところです。この分析は過去、実施された同様のケースで、半年程度かかったと聞いており、昨年11月に現地作業を終えていることを踏まえると、いずれ調査結果が町へ報告されるものと思われま

す。現時点で中国電力から町のほうに進捗状況など報告はないか。また今後、中国電力から調査結果が町に示された場合、町長はどのような対応をするのか、お考えをお伺いします。

以上です。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 海下議員の中間貯蔵施設にかかる調査結果を踏まえた今後の対応はというご質問にお答えいたします。

現在、中国電力株式会社が中間貯蔵施設に関する調査・検討を進めており、昨年11月にボーリング調査の現地作業へデータの解析を進めていると伺っております。中国電力株式会社における中間貯蔵施設の調査・検討については、海下議員ご指摘のとおり、現在、調査段階にあり中国電力株式会社から適地かどうかなど具体的な報告は受けておりません。

私といたしましては、中国電力株式会社には慎重に分析・評価を行ってもらうとともに、上関町が調査・検討を受け入れた一昨年8月18日の回答での要請事項である町民への丁寧な情報提供、先進地の視察研修の実施、周辺市町への適時適切な情報提供なども継続して、確実に対応していただきたいと考えております。

国に対しましても、先般、上京の際に資源エネルギー庁に立ち寄って、周辺市町の現状をお伝えしており、国のエネルギー政策などについてしっかりとご説明いただけるものと思っております。

また、今後、中国電力株式会社から調査結果が町に示された場合の対応についてのお尋ねですが、まずは町長として同社から調査結果を聞くとともに、必要に応じて町議会への説明を行ってみたいと考えております。

以上で、海下議員の質問へのご答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩木 和美） 海下議員。

○議員（6番 海下竜一郎） ご答弁ありがとうございます。

まず最初の質問で、中国電力のほうから今のところ進捗状況など報告はないということで、またその次に、今後の現在の取組として町民への丁寧な理解を進めているという答弁でありました。

現在、町のほうでは、東海第二発電所への視察を町と事業者とで進めております。私の身近なところでも、視察に行ってきたという話をよく聞いて、理解活動の効果が出ている、町民の中では理解が徐々に浸透しているというふうに感じているところで

す。しかし、近隣市町では理解活動が進んでなく、中間貯蔵施設に対して迷走しているような状態に感じられます。

現時点では、適地と判断されていないため、具体的に掘り下げた話はなかなかできないと思います。今後、適地と判断されたときに、事業者と国から説明会などを早く開催して理解を進めていく必要があると思います。

これから調査作業を終え、半年が経過しております。近々、判断が示されるのではないかと思う中で、判断が示されたときに、いち早く対応ができるよう、事前の準備、考えが必要と思いますが、説明会など、国のほうでも話を聞いてきたということで、今後の事前の準備、考えなどあればお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 調査結果がどうなるかということは、まだ先ほども申し上げましたけど報告を受けておりません。

しかし、仮に適地という報告を受ければ、その後の対応については段階を追って進めていきたいと思っておりますし、まず、最初に議会に報告をするべきということだけは考えておりますので、その説明はまた議会の皆さん方にはしっかり議論を尽くしていただきたいと思っております。

○議長（岩木 和美） 海下議員。

○議員（6番 海下竜一郎） 現時点では、まだ適地と判断されていないので、現時点での理解活動には限界があると思います。まだ事業内容であるとか、国からの交付金であるとか、そういった詳しい内容は全く分かりません。その一歩進めた理解活動が進められるように、一日も早く適地と判断されることを期待して、私からの一般質問を終えたいと思います。答弁は結構です。

○議長（岩木 和美） 海下竜一郎議員の一般質問を終わります。

.....  
○議長（岩木 和美） 一般質問第3、清水康博議員。

○議員（2番 清水 康博） 私からは中間貯蔵施設の現地視察について質問をさせていただきます。

令和5年8月18日、中国電力が提案した使用済み核燃料の乾式中間貯蔵施設建設に向けた調査の受入れを表明して以来、本町では施設への理解活動を深めてもらうという目的で、住民、職員を対象に茨城県東海村にある乾式中間貯蔵施設の視察研修を実施しております。令和5年度は21名、令和6年度には23名の住民が参加して

おり、今年度も住民10名、職員10名分の視察費の予算を計上されています。

また、事業者主催の同施設への視察研修にも、これまで約130名程度の町民が参加されたと聞いております。町長は常々「百聞は一見に如かず」という言葉を使われ、ぜひ自分の目で確かめて判断をしていただきたいという発言をされております。私も町長が議員時代に同じことを言われ、令和4年11月に同施設への視察へ行きました。東海第二発電所の敷地内にある中間貯蔵施設に関しては、同一敷地内の原子力発電所から搬出された使用済み核燃料が貯蔵されており、輸送時のリスクや費用は最低限で済むと考えられ、使用済み核燃料をやむを得ず搬出しなければならない場合には、同一敷地内の貯蔵施設への搬出は効率的だと感じたことを覚えております。

中国電力が検討している本町への中間貯蔵施設は、中国電力管内、関西電力管内の原子力発電所にたまった使用済み核燃料を搬入する計画となっております。仮に施設の建設を検討している場所、ボーリング調査を行った辺りに実際に建設するとなった場合、港からの搬入を想定すると、かなりの面積の山を切り崩し、港も造らなければなりません。日常生活において、その急斜面の山々を町内の本土側から見ることはできず、上関町民でも一度も目にされたことがない方が多くおられるのではないのでしょうか。そういった方々に、ぜひ一度その現地を海上などから見ていただき、どのような場所に建設を計画しているのか、また、どの程度の山を切り崩していかなければならないのか、想像をしていただくことも必要なのではないかと考えます。そして、まさにその現地を直接見て、建設可否の判断材料にすることも今後、必要なのではないかと感じます。

以上のことを踏まえ、次の質問をさせていただきます。

町長は、中国電力が中間貯蔵施設の建設を検討している現地周辺への視察を行う考えはあるのでしょうか。ある場合どのタイミングで行かれる予定でしょうか。

2つ目に、調査段階でまだ適地かどうかの判断がされていない中で、茨城県東海村への視察は進めてこられました。百聞は一見に如かずと言われるのであれば、建設の調査をしているその現地周辺への住民、職員の視察も行うべきであると考えますが、

町長のお考えをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） それでは、清水議員からの中間貯蔵施設の建設を検討している現地周辺への視察を行う考えはあるか、ある場合はどのタイミングで行く予定かというご質問と、現地周辺への住民や職員の視察も行うべきではという2つのご質問をいただいておりますので、まとめてご答弁をいたします。

ご承知のとおり、現在は中国電力株式会社によるボーリング調査の現地作業ヘータの解析が行われている段階であり、調査結果が出ていない状況です。そのため、今は現地周辺の視察に行く、行かないの議論をする段階ではないと思っております。それよりも、まずは中間貯蔵施設がどのようなものなのかを実際に見ていただくことが重要だと思いますので、引き続き東海第二発電所への視察事業を継続し、1人でも多くの住民の皆様にご参加いただけるよう準備してまいりたいと思っております。

住民の皆様の中には、中間貯蔵施設に対し疑問をお持ちの方もおられると思っておりますが、実際に施設を見た上で賛否のご判断をいただければ大変ありがたいと思っております。

以上で、清水議員への答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩木 和美） 清水議員。

○議員（2番 清水 康博） ご答弁ありがとうございます。

まず、東海村への視察に関しては、この視察が行われた当初から言っておるんですけども、先ほど通告書にもありました、私も実際に東海村の乾式中間貯蔵施設の視察には行かせていただいたんですけども、あそこは何度も今までも言っておりますけれども、隣に原子力発電所があって、そこから出てくる使用済み核燃料を乾式中間貯蔵施設に、同一敷地内の中間貯蔵施設に保管するということですので、先ほども述べたように、輸送時のリスク等々も最小限にとどめられて、今後また原発の再稼働とかを国が進めていくのであれば、そういった方法が一番効率的なのかなというふうに

も思っております。

後ほど同僚議員の質問にありますけれども、日本各地の原子力発電所管内にも、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の検討を進めておるところも多々あるように聞いておりますので、そういった点からも、なぜこの上関になのか、上関のどういったところにそれを中国電力は計画しているのかというところを私は知る必要があると思っております。

町長も3月議会のときに、定例会の最終日、予算審議のときに私が質問をさせていただいたときに、そのときのご答弁で、調査中に現地へ行こうと思っていたということと言われておりました。調査中で、作業状況の中で厳しい面があるということで見送りましたということも言われていたんですけれども、これ再質問の1つ目として、そのときになぜ現地に行かれようと思ったのかというところを1つ、これ再質問の1つです。

そういう思いもあるので、町長自身もどういったところに建設をされようとしているのかというところに、そこが気になるところもあるんだとは思いますが、ただ、先ほど言われたように、まずは町民にその中間貯蔵施設というものがどういうものを東海村に行って知識を深めていただきたいと言われておったんですけれども、私もいろいろと話を聞く中で、やはりその施設に、仮に今、中国電力が進めて調査をされた、そこに仮に建設するとなった場合、やはりかなり山を傾斜を削らなければ、仮に港を造って搬入するとなれば15度以内の角度で大型の車をその施設まで走らせないといけないということも聞いておりますので、あの山、町長も恐らく祝島に来られるときには見えますので、見られたことはあるとは思いますが、一番高いところで100メートル弱の標高があると思います。そこを15度以内の傾斜でそこまで運ぶというのが本当に現実的に考えて可能なのかなというのを、私、常々すごく感じるところであります。やはり、町民にも実際にそういうところを見ていただく必要が私はあるのではないかなと。

また、現在調査段階ですのぞということと言われておりますけれども、であればなぜ

調査段階の今の現時点で東海村への視察は行かれているのかなど。これも調査結果が出てからでも、仮に調査結果が出て、適地判断がされてからでも遅くはないのではないかなということ、これも常々ずっと言わせていただいておりますけれども、そこも感じるところであります。

2つ目の質問としまして、仮に調査結果が出て適地と判断された場合、その後は住民ないし職員に対しての視察、現地への視察というのは検討されるかどうかということ、これを2つ目の質問とさせていただきます。

1つ目の質問が、3月議会のときに町長は調査中に現地に赴こうとしたということをお聞かせしておりましたので、その経緯をお聞かせいただきたいのと、2点目の質問は先ほどした内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 清水議員から再質問の、まず1点目は、現地視察になぜ行こうと思っておられるのかという私の考えをお聞きされたと思いますけど、当然、適地と判断されれば、その後のいろいろな段階を踏んで建設に向けて作業も進んでいくのではなかろうかと思しますので、最終的に判断するまでは、当然、町の長として、そこら辺りの視察をする必要性もあるんじゃないかという思いで、そういうご発言をさせていただきました。

それと2点目に、適地となれば職員及び地元の住民へ現地の視察を要請する考えがないかというご質問だったと思いますけど、このことにつきましては、幾ら町長であっても職員とか住民の皆さんに強制的に視察に行ってくださいということは無理があるんじゃないかなど。希望者があれば、それは当然、事業者のほうに現地の視察を希望していることは伝えることはできると思います。ですから私が、周辺住民の方とか職員へ現地の視察に行くようないうことは、あまり町長としての発言は好ましくないんじゃないかというように思っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（岩木 和美） お静かにお願いします。

清水議員。

○議員（2番 清水 康博） ありがとうございます。

強制的にという言葉が使われたんですけども、私はその必要性があるのではないかという中で、希望者を募ってそういうことを町主体ですることはされないのかというような趣旨で言っております。それを言われると、やっぱり東海村への視察も、しっかり住民にも呼びかけて、ぜひ行ってもらうようにということを言われてますので、私もそれも町長の言われるように、ちょっと強制的に町のほうから現地見てください、見てくださって言っているように、この調査の段階で、ちょっとそう感じてしまうところがありますので。

今のご答弁を聞く限り、ちょっと現段階で町長自身は今、調査されている田ノ浦のそこを見て実際に現地を見て判断していただくということに対して、そこまで重要性を感じておられないのかなというふうにちょっと感じております。

ただ、常々言われている百聞は一見に如かずという言葉が言われるのであれば、やはりどういう場所に建設を予定しているのかっていうところは、私は町民に対してもしっかりと見ていただく必要はあるのではないかと感じております。

再々質問、これちょっと1点に絞ります。

町長が現地に赴こうとされたというその意思があるということは聞いておったんですけども、現状、先ほど言ったように、どの辺りに中国電力が中間貯蔵施設を調査されている場所というのも町長は大体お分かりだと思います。祝島に来られるとき、海のほうからも見て、大体その地形がどういうふうになっているのかというのも町長もお分かりであると思います。

その上で、現状そこを考えると本当にあそこに山を削って建設が可能かどうか、そこを町長はどういうふうに感じておられるのか、現実的に考えて、そこは現在、今まだ調査段階でという答弁は抜きにして、一般的に所感として本当に実現可能であると思われるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） ありがとうございます。

まず、今の建設の可否について、あそこの調査した地域が建設が可能かどうかというのを町長はどう考えるかということだったと思いますけど、今、事業者がその建設予定地を調査し、分析をしている段階であって、事業者が今の調査結果を踏まえて、それではそこに建設しますということにはなかなかならないだろうと、いろんな手続が必要になってくると思いますし、それが中間貯蔵を建てるにふさわしい土地であるかということも、しっかりそうしたことはそれぞれの機関でまた検討されるものだろうというふうに私も思っております。

私も町として、やはり町の大きな判断をするときには、そこまでにはしっかり現地も見ておいて、私がそこが適地であるとか適地でないとかいう判断はなかなかできませんし、その調査結果を踏まえて、いろんな手続の中で、それが適地と建設が可能ということになれば、当然、議会にもしっかり議論していただきたいし、やはりこの町へそうした施設が要るのか要らないのか、その時点でしっかり判断していただければよろしいのではないかとこのように考えておりますので、いずれにいたしましても、そこを私ができるできんという判断を私はそれだけの知見は持っておりませんので、専門家がそこらあたりをしっかりと審査するものというふうに思っております。

○議長（岩木 和美） 清水康博議員の一般質問を終わります。

○議長（岩木 和美） ここで休憩に入ります。再開を10時といたします。直ちに休憩に入ります。

午前9時41分休憩

午前10時00分再開

○議長（岩木 和美） 休憩を解き、会議を再開します。

一般質問第4、山戸孝議員。

○議員（8番 山戸 孝） 私は、今回は大きく2点の質問を通告しております。

まず1点目ですが、買物支援、町の考えはと題して質問をさせていただきます。

本町における課題の一つに食品アクセス問題、いわゆる買物弱者の問題があります。人口減少に加え、事業者の高齢化や後継者の不在により町内では商店のない地域が多くなっています。まだ営業されている事業者にお話を伺った限りでも多くの方がボランティアのようなものだと、あるいは、もうあと何年続けられるか分からない、そう言われます。

本町には、道の駅や旧特産物センター、現在はみんなのお店という名前になっておりますが、それらもあり、民間の移動販売や宅配事業、インターネットでの通信販売の利用という手段もあるとはいえ、高齢者を中心とした買物弱者と呼ばれる方々への支援は、今後ますます必要性が高まっていくことと予想されます。

また、この買物の問題は高齢者だけの問題ではなく、子育て世代など若年層にとっても大きな問題です。平日、仕事を終える時間帯には既に町内の店舗は閉まっております。食料品から生活雑貨、子供のための学用品など町内で買うことはほぼできないのが現状です。町外で働いている方は帰宅前に、そうでない方は就業後あるいは休日に周辺自治体のスーパーなどで購入するなどされているようですが、定住の促進や子育て支援の面からも町内における買物の問題は大きな課題であると言えるのではないのでしょうか。

先日、策定された第6次総合計画の中には交通環境の改善や買物、物流支援の充実を図ることで交通・買物弱者対策に取り組む旨の記載があります。この点についてより具体的にお伺いしたいと思います。

高齢者を中心とした買物弱者への支援の方法としては、移動販売や宅配などで住民へ届けるやり方と町内の販売場所と交通環境の整備によって住民に来てもらうやり方があるかと思います。

また、その支援についても行政が直接行うべきなのか、既存ないし新たな民の取組を行政がサポートしていくのかによって町のやるべきことは変わってきます。それぞれ重点をどちらに置いておくべきだと考えられておくのでしょうか。

また、定住促進や子育て支援の面からも買物の問題について、どのような考え、方針をお持ちでしょうか。町の考えをお尋ねいたします。

2点目に中間貯蔵施設計画、町長の考えを問うと題して質問をいたします。

ここ最近、核を巡る動きとしては島根県益田市で市の経済界、一部有志らによる最終処分場の文献調査受入れを求める請願を出す動きが、この5月16日に表面化をしましたが、島根県知事が即座に風評被害は避けられないと反発したこともあり、表面化して僅か2日後の5月18日にはその動きは白紙となっております。

一方で、関西電力は、2月に高浜・美浜・大飯原発で乾式貯蔵施設の設置を原子力規制委員会に申請をしており、四国電力の伊方原発や九州電力の玄海原発も含め既立地地点の原発敷地内における乾式貯蔵施設設置の動きが進んでおります。

いまだ具体的な候補地すら見つからない最終処分場と核のごみに対する強い懸念、既存の原発の敷地内で進む乾式貯蔵施設設置の動き、六ヶ所村の核燃サイクル施設の27回に及ぶ運転延期、また、むつ市の中間貯蔵施設周辺の広大な原野に比して、長島の予定地とおぼしき土地周辺の狭く急斜面な土地、これらを見るにつけ土地の地盤がどうかなどはまた別の問題として、果たして本町での中間貯蔵施設計画にどこまで現実味があるのだろうかという疑問を持たざるを得ません。

その本町の中間貯蔵施設計画への周辺自治体の反応ですが、柳井市では市内の自治会による自主的なアンケートで反対が多数となり、その結果をもって市や県に住民が申入れを行うなどされています。周防大島町では、計画への反対の署名活動を行ってこられた住民から住民説明会の開催と開催後に住民アンケートを取ることを求める請願が議会に出され、昨日の議会では議会運営委員会に付託されたというふうに聞いております。平生町では、柳井市と同様の形で平生町内の自治会でアンケートが現在取られているというふうにも聞いておりますし、それとは別に反対を求める署名活動も始まるやに聞いております。光市では、市長が市のイメージに悪い影響が出ることを懸念する旨の答弁を議会でされておりますし、田布施町では、住民や町の連合婦人会から反対署名や反対を表明することを求める陳情が議会に提出されるなどし、その後

の町議会選挙の結果、計画に反対される議員が半数を占め、先日計画に反対することを議会で決議をされております。

我が町のことは我が町で決める、それ自体は当然のことです。とはいえ、ここまで大きくかつ明確な反対や反発の声が周辺自治体から場合によっては議会の決議という民意としても示されつつある中で、それにどう向き合っていくべきだと町長はお考えでしょうか。

また、民意という点でいえば、町長は当初よりこの問題について住民投票を否定をされてきました。しかし、本当に民意を把握をされたいのであれば、住民の声を直接聞くという方法もあってよいと思います。例えば、町が独自に場合によっては町内各自治体に協力をしてもらうなどして住民にアンケートを取り、その時点での住民の考えなどを把握することはできるのではないのでしょうか。計画への賛否のみならず中間貯蔵施設への理解度や住民がどんなことを問題視しているかなど、その時点での住民の考えや問題意識を節目ごとに都度、把握をしていくということは、議会の決議や住民投票などの結論に直接結びつく手前の丁寧な議論を決して阻害するものではなく、むしろ町長の言われる議論を尽くすということに資するものであると考えます。

以上を踏まえ、下記についてお尋ねをします。

まず、1つ目に国の原子力政策の現状及び上関町を取り巻く状況を見ると中間貯蔵施設建設の現実味がどこまであるのかを疑問を持たざるを得ません。財源論、つまり上関町には財源が足りないんだと、原発は当面が期待できない、だから中間貯蔵なんだという財源論を抜きに客観的に見た場合、町長はこの計画に現実味を感じているのでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目に周辺自治体の民意についてどのように受け止めておられますでしょうか。国や事業者らの説明や十分な議論を経た後でも周辺自治体から反対の民意が示された場合、それは町長の判断基準として考慮はされるのでしょうか。そもそもこの計画について町長は周辺自治体の理解を得る必要があるとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

3点目に、議論を尽くすために町が独自に住民にアンケートを取るなどして、その時点での住民の中間貯蔵施設への是非や考えなどを把握をされてはどうでしょうか、お尋ねをいたします。

4点目に、町長はこれまで議論に1年はかけるということを言われております。しかし、結論を出すタイミングありきでお考えになっていないでしょうか。町長のお考えになっている議論をスタートさせるタイミングとは一体どの地点なんでしょうか。もう既に議論は始まっているのか、中国電力が適地であるというその是非が出たときなのか、あるいは同じ中国電力から計画の概要が示されたときなのか、あるいはそれ以外のタイミングなのか、町長の議論をスタートさせるタイミングはどこなのかについてお尋ねをします。

以上で、私の今回の一般質問を終わります。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） それでは、山戸議員からの買物支援に対する町の考えについてというご質問にお答えをいたします。

山戸議員も懸念しておられるように、当町の買物問題、特に、高齢者の買物弱者問題は高齢化や商店の減少によって食料品や生活必需品を調達する際に困難を感じる人が増えている状況です。また、この問題は単に生活の不便だけではなく健康問題にもつながるおそれがあるため重要な課題だと認識しております。

本町の抱える問題として買物を容易に行える店舗が少なくなっていること、バス路線が廃止、減便されることで買物に行くための交通手段が限られていることや年齢とともに買物に行くのが困難な高齢者が増加していることなどが考えられます。第6次上関町総合計画策定時の住民アンケートにおいても、町の弱みは食料品など生活必需品の買物が不便というご意見が7割以上もあり、早急な対応が求められているところです。

そのため、このたびの総合計画において、交通環境の改善や買物、物流支援の充実を図ることで対策に取り組むこととしております。現在は、民間事業者による移動販

売や宅配サービスなど届けるやり方と町独自の施策として高齢者等に対し、町営バスや防長バスなどの運賃助成を行い、近郊の店舗や道の駅などで買物をするといった来てもらうやり方の支援を行っております。

また、社会福祉協議会においてもみんなのお店物産センターを運営し、来てもらうための販売場所をつくり買物支援を行っているところです。

しかし、高齢者に限らず全世帯の住民が買物の不便解消の対策を望んでいることからこの6月7日より道の駅において日配品及び日用品などの仕入れ、販売を開始することになりました。これは、地域住民の買物支援としてスーパーの役割を取り入れたもので生活利便性を向上する上で効果が期待できるものと考えております。新たな商品としてパンやおにぎり、和洋菓子、調味料など、日用品では、文具、電気用品、衛生用品など約700アイテムを取り扱う予定としております。これまで町外出ないと購入できなかった商品も町内で購入することが可能となりました。また、今年の10月1日から町営バスを3路線から2路線に変更し、時刻表も再改正することになります。道の駅を起点としておりますので、より利便性が高まるものと期待をいたしております。

届けるやり方と来てもらうやり方のどちらに重点を置いて支援していくのかというお尋ねですが、どちらか一方ということではなく、民間のサービスも積極的に活用しながら、町としても可能な支援は継続していきたいと考えております。

また、今後は、地域おこし協力隊を活用した移動販売など新たな取組も視野に入れながら、官民一体で買物機会が増えるよう進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、人口減少、少子高齢化が進む中でこの買物弱者対策は今後避けて通れない問題です。まずは、この買物弱者の現状をしっかりと把握し、行政ができること、民間にお願いすること、そして地元住民、関係団体などで取り組めることを整理し、引き続き住民に寄り添った支援の方法を検討してまいりたいと思えます。

以上、1点目のご質問のお答えといたします。

次に、中間貯蔵施設計画、町長の考えを問うということで、4点のご質問をいただいておりますので、順にお答えをいたします。

まず、1点目のご質問ですが、財源論を抜きに見たとき中間貯蔵施設建設の現実味を感じるのかとお尋ねですが、そもそもこの計画は町の新たな振興策として財源を確保するために中国電力株式会社から提案を受けたものであり、財源論抜きでという話にはなりません。そして、現在は中国電力株式会社が中間貯蔵施設に関する調査検討を進めていることは、山戸議員もご承知のことと思います。

続いて、2点目の周辺自治体から反対の民意が示された場合、判断基準として考慮するのか、この計画に周辺自治体の理解を得る必要があると考えるのかについてですが、判断基準としては、地方自治の基本にのっとり上関町における議会制民主主義のルールで判断されるべきであると思っております。

また、周辺自治体への理解活動に関しては、国をはじめ県、事業者によるものだと考えております。特に、エネルギー政策は国策であり、国が前面に立って説明し理解促進を図るべきであると思っております。

3点目のご質問ですが、町では中間貯蔵施設の理解促進のため視察研修を実施しております。住民の皆様にはぜひ視察に行ってください、施設に対する理解を深めていただくことが重要だと感じております。議論を尽くすために住民アンケートを取るなどして中間貯蔵施設への是非や考えを把握してはどうかということですが、さきにもお答えいたしました、しっかりと情報提供や理解促進を図った上で議会制民主主義のルールである議会の議決に従うべきではないかと思っております。住民を代表する議員の皆様には民意を収集していただき、しっかりと議論していただければと考えております。

4点目についてですが、議論に1年かけるというのは1つの目安を示したものであって結果を出すタイミングありきの考えではございません。山戸議員の議論をスタートするタイミングはどこなのかというご質問について、繰り返しお答えすることになりますが、現在は、まだ事業者からの調査結果が出ていない段階ですので中間貯蔵施設

設の視察等によりしっかりと知見を深めていただき準備していただくことが重要だと考えております。

以上で、山戸議員の2点へのご答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩木 和美） 山戸議員。

○議員（8番 山戸 孝） まず、買物支援のほうから再質問をいたします。

今現状、私も初めて2018年最初に議員になったときの一番最初の質問が私が記憶している限りでは、同じ買物弱者という問題についての質問をさせていただいたように記憶をしております。あれから今7年ですか、たっておりますが当時よりさらに町内の買物状況というのは各地域ごとに見れば厳しくなっていると思います。同時に、町長言われるように、このたび道の駅に日用品の販売など始めたというところで、ここは地域住民の買物支援にもつながっているんだというところの中で、町としても決して買物支援ということは軽視することなくしっかりと取り組んでいるし、検討していくというお考えを示していただいたというふうに今思っております。その点については、大変私もありがたいですし、しっかり今町民の置かれている状況であるとか様々な考え方というのは伝えていきたいと思います。

買物支援については、あまり細かい具体的な解決策というものは、正直、私も今すぐ出せと言われても、まだまだ見識等、未熟な部分がありますのでこうだという部分が言えない部分はありますが、現状の問題点一つ一つ見ていくときに今回道の駅にそういうお店が設置された、販売が設置されたといえ、私が通告書の中でも申し上げている、例えば、まさに今いらっしゃる町の職員の皆さんなんかもそうなんですが、仕事を定時で終えられて、さあ家に帰ろうと家に帰る前に少し買物をしていこうといったときには、恐らく道の駅も時間的にはほぼほぼ寄る余裕もないようなものの時間ではないのかなというふうにも思います。もちろん営業利益の問題であるとか、採算の問題もありますので軽々に営業時間を延ばせということは言えるものではありませんが、ただそういった面も含めて今後、道の駅がスーパーとしての役割を果たしていく

んだというお考えなのであれば、そういった営業時間というところもしっかりと検討をしていく必要があるのではないのでしょうかという点は再質問でさせていただきたいと思います。

あと、これは質問といたしますか、意見としてでもよろしいのですが、ちょっと通告書の質問と本筋違うんですが、これは道の駅に商店設置されたというところで、私のほうには町民からの声として、逆に上関町の道の駅としての魅力が薄まりはしないだろうかという懸念の声も入っております。町民にとっての利便性が高まる一方で町外あるいは県外から来られるお客様などが上関の道の駅というものに魅力を感じて上関町に来られるというときに、今回のこの道の駅のリニューアルが果たしてそれをさらに呼び込むものになっているかどうかというところも併せてご検討が必要かと思えます。この辺はちょっと通告書の本筋と少し違いますので、ご答弁があればありがたいですし、一つの意見として受け止めていただければそれで構いません。いずれにしても、買物問題については、高齢者ももちろんですし、私のような子育て世代あるいは今後、町に来ていただきたいという若い世代の定住をしっかりと進めるという面でもご検討をしっかりとさせていただきたいと思えます。今、地域おこし協力隊での移動販売等も検討しているやにお聞きしましたので、またそういった面もしっかり議会として意見交換が特に担当課ともできればと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

買物支援については、再質は先ほど申し上げた1点ないし2点というところで再質問をさせていただきたいと思えます。

中間貯蔵のほうについてですが、現実には財源論抜きでは語れないというふうに言われまして、ちょっとこれもそもそも論ではあるんですが、町民からはそもそも地域振興策を1企業に委ねるということ自体がどうなんだという声もあります。例えば、町長が上関町のまちづくりとしてこういうことをしたい、こういう方向性で行きたいんだという中で財源が足りないの何か財源を、あるいは中国電力に支援を要請するという流れなら理解、私はあまりちょっとそれもあれだと思えますけど、いずれにして

も私がお話した限りでは町民の方の中ではちょっと順番逆なんじゃないでしょうかねという方はいらっしゃると思いますが、町長その点についてはどうお考えでしょうか。具体的な地域振興策を町あるいは町民、町自体が考えてそれに対する支援を電力会社なり企業にお願いするというのではなく、そもそも支援策そのものを中国電力に要請したというところが行政として、在り方としてどうなんだろうかというような町民の疑問に対しては、どのようにお答えになるのかというのはちょっとお聞きをしておきたいと思います。

その上で、先ほど同僚議員の質問でもありましたけど、皆様はなかなかこの場におられる方で現地を足を運んではもちろんですけど、海からでも見られたことがある方はかなり少ないと思うんですが、私も今、先ほどありました同僚議員と全く同じ気持ちでして、海から予定地とおぼしきところを見るにつけ果たして本当にここに中間貯蔵施設を造るのかなと、造れるんかなと。ましてや私としては町長もご一緒だったと思いますが、何年でしたか、2021年でしたか、むつ市のほうにちょっとすみません、もし年数が少し前後したらすみませんが、たしかあのときに六ヶ所村とむつ市の市議会と意見交換をというときに最後、バスでむつ市の中間貯蔵施設の周りを町長も一緒にバスの中にいましたが、ぐるっと回ってみたということは記憶しています。町長も恐らくご記憶をされておりますが、あのまあ言ったら広大な原野のしかも平らで港からもある種シームレスで行けるような環境と今の中国電力がボーリング調査をしたと言われている場所を海上で見ると、ちょっとそのあまりの落差にここに本当に造るんかという気持ちは正直否めません。先ほどの同僚議員の質問と同じことを聞かかもしれませんが、町長、本当にあそこに、仮にですよ、中電が適地と言ったかどうか、あるいは地盤の問題がどうか抜きにして、あそこに本当に中間貯蔵造れる、中電が造るといえば造れるなというような手応えというのはありますでしょうか。ちょっとその点はお聞きしておきたいと思います。町長も恐らくあそこは海から現地見られたことというのは、必ず今までであると思いますのでちょっとお聞きをしておきたいと思います。

2番目の周辺自治体の民意というところですが、結局、中間貯蔵を本当に進めるのであれば最終的に県知事の許可といいますか、認可といいますか、県知事がイエスと言わなければ物事が進まないという中では、村岡県知事は、周辺自治体の理解は大変重要な要素であるということは明言をされています。

つまり、中間貯蔵施設を仮に本当にこの町に建てるんだというのであれば、ほかの町がどう言おうが、我が町が造るといったらそれでいいんだという考え方では、ちょっと造れるんでしょうかね。周辺自治体の理解ってやっぱり必要じゃないでしょうか。そこについて国や事業者が行うものだというふうに町長がたしかご答弁をされていると思いますが、私としてはそういった姿勢も含めて、周辺の自治体の首長さんなり議会なりあるいは住民の皆さんも見ていらっしゃるのではないかなと思うんですが、この点については、町長はそのような受け止め、考え方だということですので、私はこの点については、町長の考え方は、どういう考え方の把握はできましたので、ちょっとこの部分は今、感想は述べましたが再質というところには具体的にどうなんですかというところは、これ以上聞くと、ここの部分はないので再質はこの部分はなしにしておきます。

3点目の町民アンケートの部分ですが、今、町長、その前の買物支援のところでも触れられましたが、第6次の総合計画を策定するに当たって、住民の7割がアンケートの結果、買物の問題は重要なんだという意見があって、その上でそれを踏まえて計画にも買物支援あるいは交通の整備というところも載せられたというふうなご答弁が、その前の質問であったと思うんですが、そういったところがあるからこそ、住民のお考えというのは結論に結びつかなくても適宜踏まえていくのがよいのではないかというふうに思いますし、あと、議員のほうで民意を収集をして議会制民主主義でというふうなことは言われましたが、私としては、議員が収集できる民意というのは言ってもやはり一人一人限られますし、ましてやこの10人の意見の中でどこまでかといったときに私は議員として民意を収集して議会の場で民意はこうですよというふうな、何らかの形で示してくれというのであればこそ、私はぜひ町に住民アンケートを取っ

ていただきたいです。住民アンケートを取っていただいて、それも踏まえて議員としてどうあるべきかとの問題に対してという姿勢はできれば示したいということもありますので、私としては、町長のお考えはお考えとして、住民アンケートを取ること自体は、町長の考えていることを決して阻害することではないと通告書にもありますように、議論を尽くすというふうなところには、私は大変資するものであると思いますし、これを例えば、反対する私のようなものが中心になってアンケートを取ったら、賛成される方はなかなか答えづらいただろうし、それで結果として反対する声が多かったですよと私が言ったとて、それを信用できますかというところの中では、やはり行政があるいは、ほかの柳井市や今、平生町で進んでいるような形で自治会に協力を要請して町としてフラットな今の考えを聞くというのは決して悪くないんじゃないですか。もしその中で様々な疑問点とか住民の問題意識が出たときに進めたい側の方からすればその疑問点にしっかり答えていけばいいわけですから。その問題意識に対してしっかり答えていけばいいわけですから。ですので、決してこれは反対するために、反対のためにアンケートを取るよと言っているわけではなくて、議論を尽くすために、あるいは賛否それぞれの立場の方々においてもどのようにこの問題に取り組んでいくべきかを考える上での大きな参考になるというふうに考えて住民アンケートを取るべきだという提言を今ちょっとさせていただいておりますので、繰り返しになりますが、改めて町長、今私が申し上げたような視点で住民アンケートを取ると、結論を出せとは言っていない、その住民アンケートの結果で、今の町民の考えを把握するために住民アンケートをしっかり取るというのはどうでしょうかという再質問をこの点についてさせていただきたいと思います。

あと、4点目の議論スタートのタイミング、町長、すいません。私の理解不足だったら申し訳ないんですが、町長のご答弁の中で私が提示させていただいた既に始まっているのか、適地の是非が出たときなのか、計画の概要が示されたときなのか、あるいは、それ以外のタイミングかといった中で、町長の言葉から適地というのが出ていないからまだというような形ですので、これ取り方としては適地ということが中電か

ら示されたときが、町長として、あるいは適地というのが中電から示されてそれを町長が議会に対して報告をしたという、適地と是非が出たというところが町長の考える議論のスタートのタイミングだというふうに、今の町長のご答弁から捉えてよろしいのでしょうか。今の点について再質問させていただきます。

以上です。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 再質でいろいろ言われましたので抜けておればまたご指摘をいただきたいと思いますが、まずは、買物弱者に対しての営業時間、このことを山戸議員から検討していただきたいという再質問があったと思いますが、このことについては、以前はたしか道の駅も5時半であったと思うんですね、営業時間は。それで、なかなか5時半では会社から帰るときに道の駅に寄っても買物ができないということで30分営業時間を遅らして今6時まで18時までの営業をしております。それで、なおかつ利用者が多いというようなことがあれば、これは当然対応していかなくてはならないと思いますが、やはり道の駅といえどもご承知のように町からのいろんな支援を受けて営業しておるわけでありまして、職員も一生懸命、黒字化に向けて取り組んでいる中で、そうした延長することによって職員の就業時間が長くなる、それによる支払いも増えてくるということもありますので、ここらあたりについてはご要望として受け止めて、また次の理事会でも理事の皆さん方のご意見を伺いたいと思います。

それと、道の駅の本来の姿が消えるんじゃないかという質問でございます。私もそれは非常に、この日用雑貨を売る中で心配をいたしておりました。ですから指示したのは、道の駅の姿を残しつつ買物弱者に対してそうした買物の提供できるようにということと、やはり室津にもお店がございますので官が民を痛めるようなことをしてはならないというようなことで、しっかりそこらあたりは理解を得るようにという指示はいたしておいて、そこらあたりは駅長はじめ事務局長もその2つの要望についてはきちんと今やっておりますということでございますので、何かあったらまたご質問いただいたらと思います。

それと、2点目の中間貯蔵施設についてですが、まずアンケート調査をやってはどうかという山戸議員からのご質問ですが、当初から私が申し上げておいたのは、アンケートとか住民投票はやらないということは申し上げてずっと来たわけで、議会は住民代表でありますので、しっかりそこらあたりは時間が十分あるので、民意をくみ上げていただきたいと、議員活動をしっかりしていただきたいという願いはずっとしてきたつもりです。と申しますのも、今の上関町の高齢化率が約58%になっている状況の中で、果たしてそのアンケートを取ったときの回収率等々いろんな問題があります。そうしたことで、またそういうやることによって住民同士が反対とか賛成とかそういう対立を生むようなことをしては、むしろマイナスであろうというような思いもいたしておりますので、私の考えとしては、議会のご意向を伺った上で、私が任期中にそういう時期が来れば判断をしたいということをお願いしておるわけです。

それと、もう一つは財源が必要なんだと、それは逆じゃないかとまちづくりするためにこういうことで財源が必要なんだということが先ではないかという再質でございましたけど、今まで山戸議員も先ほど議員になられて7年と言われましたけど、歴代の町長さんがどれだけのこの財源を使って地域振興を取り組んできたかということは、十分ご承知のことと思います。ですから、やはり今、私も議員から町長になりましていろんな詳細について知り得る立場になりました。町の今の状況を考えると2020年の国勢調査、これを見ますと、まず人口だけでも上関町はワースト15位になっているわけですよ。その当時の人口が2,342人となっている。それで、今年秋に国勢調査が始まります。そうすると、恐らく5年たったら今、予測ですが2,000人を切っているんじゃないかと。そうするとご承知のように地方交付税に反映してきます、この人口が。そうするとこの5年間、地方交付税が減額されることは覚悟して予算の執行に当たらなくてはならない。そうして今までずっと住民サービスをこの上関町はやってきました。山口県でも子育て、定住、いろいろ住民への行政サービス、トップランナーとしての私は自負を持っております。よそにないような支援もしております。そうしたことでいろんな事業をするにしても自主財源が乏しい町で、まちづく

りするためには、やはりそれなりの財源は必要になってきます。それをカットするとなれば、今、行政サービスはカットしてたら住民はどのような形になるか。負担を強いるような形にもなりかねません。やはりそういうことも考えて、私は町長として、まず地域振興策、初めから中間貯蔵をお願いしたわけでも何でもありません。地域振興策を考えてくださいというお願いをした中で中間貯蔵施設が地域振興策に資するのではないかという事業者からのそうした提案をいただき議会の皆さんのご意向を伺った上で調査、検討を受け入れたというのが現状でございます、そこは十分、理解をいただければと思います。

それと、今の協議するという時点はどこかと、議論のスタートはどこかというご質問だったと思います。これについては、やはり言えば今でも議論が始まっていると、賛成反対の議論があります、中間貯蔵についてね。しかし、それはもう適地とまだ判断されてないわけですから、しっかり適地と判断されれば、その適地によって、次はどのような形になるかということ判断していただくために、議員の皆さん方の議論もしっかり伺いながら進めてまいりたいということでございます。

○議長（岩木 和美） 山戸孝議員の一般質問を終わります。

○議長（岩木 和美） 一般質問第5、古泉直紀議員。

○議員（7番 古泉 直紀） 私からは、町長の考える第6次総合計画の重要施策についてを質問いたします。

4月中旬に町の最上位計画であり、今後の10年間における取組内容を示す第6次総合計画が公表されました。序論では、人口推移や子供、高齢者の状況、財政、産業などの面から見た町の状況や住民アンケートやワークショップを踏まえた今後のまちづくりに向けた課題が簡素にまとめられています。

町におかれては、今後、基本構想を踏まえた基本計画に掲げられた各種施策を着実に進めることにより町が抱える課題の一つでも多く解決されるよう取り組んでいただきたい。

一方で、町はホームページに第6次総合計画の全体版と概要版を掲載するとともに、概要版は各戸配布も行い、第6次総合計画を町民に周知していることは承知しているが、同計画に施策は数多くあり、町民は町が今後どういった施策に力を入れて取り組んでいくのか分からないのではないかと思います。第6次総合計画を踏まえ何を優先課題と考え、今後どういった施策を重要施策として取り組んでいくのか町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） それでは、古泉議員の第6次総合計画の何を優先課題とし、どういった施策を重要施策として取り組んでいくのかというご質問にお答えをいたします。

結論から申し上げますと、第6次総合計画の施策の重点方向及び基本目標に記載されている事項が優先して取り組むべき課題であり、重要施策となります。重点方向には、少子化対策と保健、医療、福祉サービスの維持、U・Iターンの奨励と定住対策、関係人口、交流人口の創出・拡大につながる取組、町の社会基盤の維持管理、デジタル化の推進の5つを掲げており、これらを反映したものが、基本目標の安心して暮らせるまちづくり、安全で快適なまちづくり、共に学び合うまちづくり、豊かで潤いのあるまちづくり、持続可能なまちづくりに対応しているといった構造になっております。

重点方向を例に取って説明申し上げますと、子育てに関しては、これまで県内でもトップクラスの支援をしてきたと自負しておりますが、その前段となる結婚活動や新婚者を応援する取組は、必ずしも十分ではなかったと考えております。

そのため、子育て支援は高いレベルを維持しつつ、新たに新婚者への支援を行うことで一体的な少子化対策に取り組むこととしております。移住して来られる若者や子育て世代にも魅力ある町としてアピールすることで、人口減の抑制にもつながるものと期待をいたしております。

また、若者や子育て世代に上関町へ移住してもらうためには、移住しやすい環境を整える必要があることからU・Iターンの奨励と定住対策を挙げております。令和7年度から移住・定住に関し新たに町独自の6つの補助制度を設けましたが、空き家バンクや起業支援、子育て支援なども含め一体的に支援する移住・定住支援事業として今後も拡充を予定いたしております。

こうした一連の施策を打ち出すだけではなく重点方向における積極的な情報発信、シティプロモーションに力を入れていくことも重要であると考えております。ここでは上関町の施策や魅力をより多くの方に認知していただき、行ってみたいと思ってもらえる土台をつくる必要があると考え、その一環としてプレスリリースやVチューバー関連への予算を計上しているところです。

社会基盤の維持管理では、インフラ維持は当然ですが、中長期的な視点から公共施設などの集約や複合化、長寿命化、利用人口や利用率等を勘案したダウンサイジングなど適切な管理に努めること、また、交通環境の改善や物流支援により買物弱者対策にも力を入れていくことをうたっております。

デジタル化の推進では、上関町公式LINEをはじめ、マイナンバーカードの利活用や手続のオンライン化など様々なデジタル技術の活用により住民の皆様の利便性向上を図っていきます。

また、役場としても業務効率化となることから、よりよい行政サービスの提供につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、重点方向の部分をご説明させていただきましたが、基本的には町民の皆さんが住んでよかったと実感でき、これからも住み続けたいと思えるような持続可能な魅力あるまちづくりを目指していきたいと考えております。皆様とともに知恵を出し合いながら計画の実現に向けて取り組んでまいりますので、古泉議員におかれましても、お力添えをお願い申し上げまして、古泉議員の質問へのお答えとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩木 和美） 古泉議員。

○議員（7番 古泉 直紀） 私は、第6次総合計画における各施策の実施に当たっては、町の置かれた厳しい現状も踏まえて優先順位を明確にして実現に向けた時間軸も考慮して進めていくべきと考えていました。

しかし、今、町長のご答弁を聞いて第6次総合計画における全てが上関町の持続可能なまちづくりの実現を目指すとのこと。そのことを踏まえ、我々議員としても町民の声を丁寧に吸い上げ、施策に反映するとともに議員として説明責任を果たしてまいりたいと思っています。

また、施策の実施に当たっては、財政的な裏づけが必要不可欠です。今後、人口減少が進んでいけば、地方交付税や交付金も減り、財政調整基金等の減少も相まって現在の充実した住民サービスは維持できなくなる可能性もあります。そうした中で、使用済み燃料中間貯蔵施設については、計画策定の際に中間貯蔵施設の財源は含まれていないということでしたが、総合計画に示す5年後、10年後を上関町のまちづくりを見据えたときにも必要な手段であると考えます。今後とも、執行部、議会が両輪となってよりよいまちづくりに邁進することが重要と考えます。私も微力を尽くしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岩木 和美） 答弁はよろしいですか。

○議員（7番 古泉 直紀） はい、不要です。

○議長（岩木 和美） 古泉直紀議員の一般質問を終わります。

.....  
○議長（岩木 和美） ここで休憩に入ります。再開を11時5分とします。

午前10時54分休憩

.....  
午前11時05分再開

○議長（岩木 和美） 休憩を解き、会議を再開します。

一般質問第6、秋山鈴明議員。

○議員（5番 秋山 鈴明） 私からは2点質問させていただきます。

1つ目、中間貯蔵施設に期待する町長の考えについて。

町長は、これまで一般質問の場や報道の前で中間貯蔵施設誘致への期待を示されてきたと思います。これまでのご発言から、誘致に関連して下りる交付金や固定資産税などによる収入増を期待されているのだらうと思います。しかし、なぜ中間貯蔵施設誘致に期待されるのか、正直よく分からないことが複数あります。したがって、改めてこの場を借りて、町長の考える論理を確認させていただければと思います。

まず、先ほども同僚議員の質問のご答弁でもあった話ですが、町長は財源があれば施策が打てると重ね重ねお話されますが、これまでも言及させていただいたように、一般的な自治体がもらえない100億円以上——これまで受け取った原発交付金や中電からの寄附金ですね、100億円以上に上る財源があっても、先ほど町長もおっしゃっていたような人口減少率、中国地方トップテンというような、町長が憂うような町の状態になってしまっているという現況を見れば、財源が増えれば町はよくなるということは論理的には成立するとは言えないのではないかと思います。もちろん財源は当然必要ですが、財源があれば町がよくなるという単純な図式では語れないこと、財源論だけでは町がよくなることは明らかです。急速に進む人口減に関しても、経済産業省が示しているデータを見れば、原発立地自治体のほうが全国平均値より人口減少が著しいということです。

重ねますが、一面的には地域経済が潤うとイメージされるような施設を誘致しても、交付金や固定資産税といった財源が潤沢にあったとしても、人口減が全国平均より進んでしまったことをデータは表しています。ここでもまた、財源があれば町がよくなる、人口減に歯止めがかかる、もしくは緩やかになるとは言えないのではないかと思います。

また、前回の一般質問にも重なりますが、例えば本町における水道事業を例に挙げると、一般会計を占めるコストがますます膨張していくことが危惧されています。一方で、公営企業法の法解釈としては、交付金であろうが固定資産税であろうが一般会

計からの繰入れに頼る状態は、町長の公約である持続可能な運営や世代間格差の是正に支障を来すということでした。つまり、中間貯蔵施設に関する財源を、例えば水道事業の補填に期待するようなことは、持続可能を、より危ぶませることになります。

なお、最も求められるべきは、人口規模に適した資産管理であるということでした。

また、診療所事業やその他の特別会計においても、一般会計からの繰入れが必要な状態が続いています。

交付金も固定資産税も一定期間しか見込めないものである上、各事業の財源不足や公共施設インフラの維持管理を期間限定の交付金、固定資産税に頼ろうとするのであれば、公営企業法に適用される事業に関係なく、同じように持続可能な運営や世代間格差の是正に支障を来す可能性を大きくはらみ、町長が前回の一般質問でおっしゃった半永久的に持続可能なまちづくりとは反してしまいます。

ここで整理させていただきます。①財源があれば、すなわち町がよくなるわけではない。②原発立地地域ですら人口減少率は全国平均を上回る。③財源不足を中間貯蔵施設に関連する交付金や固定資産税等に頼る在り方は持続可能な運営が困難になり、世代間格差を生むおそれがある。その上で、町長自身が中間貯蔵施設誘致が半永久的に持続可能なまちづくりに資するというお考えなのであれば、その根拠を論理的に教えていただけますか。

なお、こういった類いの質問をすると、町長は度々、2011年以降、地域ビジョン検討会に取り組んだが対案が出てこなかったというお話をされますが、今回の一般質問で問いたいのは、重複しますが、町長の、なぜ中間貯蔵施設誘致が半永久的に持続可能なまちづくりに資するのかという理論を分かりやすく教えてほしいということです。少なくとも、ほかに対案が出なかったからということではないと思います。

続きまして、2点目です。ダウンサイジングの手順と「事前復興計画」について。

前回の一般質問では、水道事業が広域化した中、町の水道を持続させていくために本町としてはどう対応していくのかという趣旨の質問をさせていただきました。そして、今後は配水池ごとの人口予測や収支予測、地域の実情や開発計画、防災の観点な

どとの整合を取りながら、小規模分散型の配水システムなど、あらゆる選択肢も念頭に置き、水道施設の更新を慎重に進めていかなければなりません。

ダウンサイジングの取組は、議員の皆様や地域住民の皆様との合意形成が重要であり、長い時間をかけて粘り強く取り組んでいく必要がありますし、水道事業に限らず、持続可能なまちづくりの実現に向けて、あらゆる分野において直面する課題だと感じていますという答弁を頂きました。

まさにおっしゃるとおり、持続可能なまちづくりのためには水道事業に限らず、公共インフラも含めて再編していくことが求められています。実際に第6次総合計画の中にもダウンサイジングという言葉が複数箇所盛り込まれました。しかし、住民合意が大前提である以上、ダウンサイジングとは本当に「言うは易し行うは難し」の事業であると思います。

南海トラフ地震などの大規模自然災害が、もはや、いつ起きてもおかしくない中、それは同時に、いつインフラの再整備をはじめ、集落そのものの再編が必要になるか分からなくなっている状況と言えます。大きな災害が起きれば、必ず人口は一定数流出することが確実視されているので、人口減を見込んだ復興計画をすぐにでも作成する必要が求められています。

実際に東日本大震災の復興において、国から巨額の復興予算が下りた結果、インフラ整備が課題になり、自治体の財政を圧迫している現状が報道されています。そんな教訓も踏まえつつ、国土交通省は、災害が起きる前に、事前に復興計画を練りましょうということで事前復興計画策定を推奨しています。これは単なる復旧計画を超えて、インフラや公共施設の配置を含めて、地域の未来を住民と共に平時から描くという意味で、災害への備えと同時に地域づくりそのものとも言えます。

ここで質問です。事前復興計画の策定という機会を活用し、住民合意を前提にしたダウンサイジングを目指していくというのは一つの有効な手段として考えられないでしょうか。事前復興計画策定は非常に重要かつ優先度の高い事業と考えるので、取り組んでいただければ、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、現実的に

リソースに限りがあることも承知しています。まずは現時点でできることから取り組むしかないとなれば、例えば上下水道、公共施設などにおいて人口予測、収支予測などの経営シミュレーション、その上で住民合意と様々ありますが、具体的にはどのような体制で、どのような手順で進めていくのでしょうか。肝腎の具体的な体制や手順については、上関町公共施設等総合管理計画やその他の計画においても明記されていない印象を受けますので、改めてこの場で掘り下げさせていただければと思います。

以上です。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） それでは、秋山議員からの、なぜ中間貯蔵施設誘致が半永久的に持続可能なまちづくりに資するのかという理論を分かりやすく教えてほしいという質問にお答えをいたします。

まず、財源が増えれば町はよくなるという表現については少し補足をさせていただきたいと思います。確かに、町は財源不足という課題を抱えていますが、私は単に財源さえあればいいと申し上げているわけではございません。その財源を有効的に活用して、住民のための様々な施策やサービスの継続が可能となるようにしたい。ただ足らずを補填するというだけの考えではないということをご理解をいただきたいと思います。

また、原電立地地域の人口減少率が全国平均よりも著しいことは、資源エネルギー庁のホームページに掲載されているデータで承知をいたしております。かつては原子力発電所誘致による人口増に期待もありましたが、全国的な人口減少をはじめ、福島事故後の発電所停止など、それぞれの立地地域が抱える様々な課題や要因もあり、このような結果となっていることは国も認めているところです。そのため、持続可能なまちづくりに向けて、国もその課題解決のため、地域支援チームを創設し、様々な角度から地域を支援していく、一緒に考えていくというスタンスを示すための資料であると伺っております。

交付金の活用につきましても、3月議会でご質問のあった水道会計補助金への対応

については、人口規模や地域の実情を踏まえて、小規模分散型の配水システムなど、あらゆる選択肢も念頭に置いた水道施設の更新を慎重に進めていくとし、過大資産の更新を行うために交付金を活用するといった発言ではなかったと思います。

中間貯蔵施設の交付金や固定資産税についても、半永久的に続くものではないことは私も理解をいたしております。原子力発電所についてもしかりです。

ダウンサイジングの必要性については、このたび制定した第6次上関町総合計画における重点方向の一つである町の社会基盤の維持管理においても、中長期的視点からの公共施設などの集約や複合化、長寿命化、ダウンサイジングなど、町の状態や財政規模に見合った形で社会基盤の適切な維持管理に努めるとうたっています。そして経営戦略を策定することで、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供できるよう取り組んでいく必要があります。

いずれにいたしましても、私としては中間貯蔵施設誘致が半永久的に持続可能なまちづくりに資するというのではなく、中間貯蔵施設の交付金を町の財源の一つとして有効的に活用しながら持続可能なまちづくりを進めていきたいという思いであることをお伝えしておきたいと思います。

例えば現在、町職員をはじめ、町全体の人材やマンパワー不足が深刻化している中で、一部業務を外部委託することで、町における人材の能力確保や活用が可能となります。その委託経費に交付金を活用していくといった使い方もできるのではないかと考えております。

公共施設やインフラなどについても、町の状態や財政規模に見合った形で社会基盤の適切な維持管理をしていくというスタンスの下、施設の統廃合やダウンサイジングを行うことで、より効果的な交付金の活用が可能になると思います。

適切な規模の資産へ交付金を投入することで、町の単独予算に余剰が生まれ、財政の弾力性にもつながることになりますし、その剰余金を財源とした様々な事業や住民支援への活用も期待できると思います。

また、人材確保に対する投入も可能となり、持続可能なまちづくりにつながるので

はないかと私は思っております。

秋山議員をはじめ議員の皆様におかれましても、私の掲げる持続可能なまちづくり実現に向けて共に力を合わせて取り組んでいただければ大変ありがたく思っております。

次に、ダウンサイジングの手順と事前復興計画について、2点のご質問を頂いておりますので順にお答えをいたします。

まず、1点目の事前復興計画の策定という機会を活用し、住民合意を前提としたダウンサイジングを目指してはというご質問にお答えをいたします。

国土交通省が推奨する事前復興計画については、復興まちづくりの目標、実施方法を検討することに焦点を当てた計画検討のためのガイドラインが示されております。計画検討の進め方として、準備段階における検討体制の構築や基礎データの収集、検討段階として、復興課題の整理や実施方針の検討に加えて、住民意見の反映が盛り込まれております。この事前復興計画を策定するとなれば、当然、住民の皆様と町の現状や課題について協議し、様々なご意見を伺いながら計画策定をしていくことになろうかと思っております。その中で、秋山議員のおっしゃるように、住民合意を前提としたダウンサイジングを目指すという手段も確かに有効的だと思っております。

ただし、計画を策定するためには、災害に対する避難所を含めた公共施設の統廃合や、道路が狭く、主となる道路が1本しかない中での避難ルートの作成、人口減による費用対効果、そして復興に向けた町のビジョンなど、準備段階から多くの課題を整理しなければなりません。この事前復興計画が重要な計画だということは承知しておりますが、職員不足などの問題もあり、早期の策定は現在は困難な状況です。

しかし、ダウンサイジングに向けた協議は事前復興計画策定だけではなく、町の方向性として進めていくべきものだと考えております。

そこで、2点目のダウンサイジングを具体的にどのような体制で、どのような手順で進めていくのかというご質問にお答えをいたします。

体制としては、今後の人口減少を踏まえた自治体行財政の在り方や一体的なまちづ

くりの推進を図るためにも、企画部局や財政部局も含めた庁舎内における関係課での連携が必要であると考えております。

手順といたしましては、まず初めに将来の人口予測を踏まえて、長期的な目線で捉えた町の方向性を示すビジョンを策定し、そのビジョンを柱として、それぞれの事業における方向性を定めていくことになろうかと思っております。その上で、地域の人口規模に見合った施設や資産の在り方を検討し、住民の皆様へご理解をいただくための合意形成を進めていくことになろうかと思っております。

現在、上下水道事業においてダウンサイジングへの検討が進められているところですが、これが成功すれば、先行事例として他事業においても今後のダウンサイジングを行う上での参考となり、さらには人材育成にもつながるものと期待をいたしております。

秋山議員も言われますように、ダウンサイジングは「言うは易し行うは難し」で、この住民合意が最大の難関であると感じておりますし、時間を要する部分であると思っております。その際には、住民と行政の橋渡しとなる議員の皆様のご理解とご協力も不可欠となりますので、秋山議員におかれましても持続可能なまちづくりの実現に向けてお力添えを頂くようお願いを申し上げます。2点のご質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩木 和美） 秋山議員。

○議員（5番 秋山 鈴明） ご答弁ありがとうございます。

まず1番、1つ目の質問のほう、いろんな観点でお答えいただいて、細かい議論をしたいところではあるんですけども、時間に限りもありますので、この場ではちょっと絞って質問させていただければと思います。

町長ご答弁いただいたように、財源があれば町はよくなるということではなく、その財源の有効活用、活用の質の問題だということでご答弁いただいたんですけども、まず一つ、まさに大変重要なところではあるかなというふうに思うんですけども、例えば報道とかですと、いかにも財政難だから中間貯蔵施設というふうな切り取られ方

をしてしまったりとか、あと、先ほどおっしゃっていただいたように経済産業省の情報とかですと、経済産業省ですら認めている人口減少率の悪さとかがある中で、人口減が止まらないから中間貯蔵施設という、そういう因果関係で報道されたりとか、そういうふうになっている現状があります。町長のご発言から受け取っても、何か、おや、と感じるときがあつて、町民と話していても誤解されている町民がすごい多いというふうに感じております。

今日のほかの同僚議員の質問にも様々、この中間貯蔵施設の問題に関して、町民に対して丁寧に説明を進めているとか、進めたいとか、そういうお話をたくさんいただいているんですけども、こういつて財政難だから中間貯蔵なんだとか、人口減だから中間貯蔵なんだっていうことは、丁寧に説明すると、必ずしもイコールでは言えないっていうことは、今町長のほうから確認させていただいたんですけど、やっぱり町民に理解してもらうために、行政から、まず丁寧に、この辺も含めて説明すべきではないかというふうに思います。まずその点、1つ目の質問としてお伺いします。

2点目、ダウンサイジングの手順ということで、体制として具体的なお答弁いただけてありがたいなというふうに思っております。将来の人口予測を踏まえてビジョンを策定していく、その上でそれぞれの事業の方向性を定めていくという、その上で合意形成を図っていくというお話でした。

例えば去年ですか、議員研修のほうで行った倉敷市とかですと、ダウンサイジングとか、いわゆる公共施設の管理っていうところに課を超えた部署を設置していたりとかはするんですけど、当然、自治体の規模も違いますし、上関町でそういうふうにしたほうがいいんじゃないかという気はさらさらないんですけど、一つ気になったのは、例えば、前回3月議会のときに同じようなダウンサイジングの文脈で、土木建築課に関わる水道事業の話と保健福祉課に関わる診療所の話とで、その人口規模に見合った持続可能な水道事業と持続可能な診療事業をやっていくのかっていうお話のときに、土木建築課のほうからは将来の人口予測を踏まえてシミュレーションしていくっていうお話が聞けたんですけども、一方で保健福祉課のほうからはなかなかそうい

うお話が聞けなかったんで、その辺の、いわゆる縦割りによってなかなか統一されていないような印象を私は受けてしまったんですけども、この辺の課と課の間の調整というか、その辺も当然必要になるのかなというふうに思っているんですけども。

2つ目の質問として、あくまで僕の所感ですけども、前回の一般質問のときでは、土木建築課と保健福祉課の一般質問の答弁の中でですけども、課の温度感がちょっと違いがあるのではないかというふうに危惧しました。その点、どのような体制なのか、企画財政課の業務なのか、その辺も含めて具体的なところとしてご質問させていただければと思います。

議長、質問を整理しますね。1点目です。財政難だから中間貯蔵というのは、さっき細かいところの確認させていただいたんですけども、特に人口減だから中間貯蔵という因果関係で報道がされたりとか、そういうふうな広報されたりしているような印象を受けていて、誤解している町民が多いようなふうに思うんですけども、その点、丁寧に町民に対して説明を進めたいとか、そういうふうにおっしゃっているのであれば、この辺も含めて、町民に理解してもらうために行政から丁寧に説明すべきではないかということが、まず1点。

もう一つ、2点目は、課と課の間の連携とか、これはかねてから課の方針に違いを個人的には感じてきたので、その点も含めて課と課の調整というか、連携とかというのはどういうふうになっているのかなというところが2点目の質問です。お願いします。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 秋山議員からは2点の再質を頂いたわけですが、1点目については、いろいろ、私の発言をマスコミに切り取られて、財源がありきの中間貯蔵施設に取り組んでいるような捉え方をされているのではないかと。そうしたところで住民が判断するに当たって、町は財源がないから中間貯蔵の誘致をしておるんじゃないかというような捉え方をされると。それで町長はどう考えるのかということではあったと思うんですが。

当然、先ほどもご答弁申し上げましたが、上関町の財政状況というのは、今すぐどうこうということにはならないとは思いますが、私も町長に就任して財政状況をいろいろ鑑みますと、この10年先を考えたときに、この町の財政状況はどうなるであろうかと。人口がどんどん減少して行って、そして高齢化率が上がって、商工業者はどんどん店を閉店していく、廃業していく、これは今現実に起きている状況です。これを10年先考えたときに、そういう自主財源といいますか、税収がどれだけ入ってくるか、これ非常に大きな問題となっている。やはり住民を支えていくためには財源が必要であって、いろいろ庁舎内でも財政状況について、今後どうなるかということも考えながら進めていく中で、住民の生活を今までどおり支えていくためには財源確保が必要だと。その一つの手段として、地域振興策として中間貯蔵施設を中国電力から示していただいて、先ほども申し上げましたけど、議員の皆さん方のご意向を伺って調査検討を受け入れたという経緯でございまして、全てが財源財源ではなくて、やはり財源を確保しながら住民サービス、あるいは商工業者のちゃんとしたなりわいが成り立つような形のまちづくりをしていかななくてはならないということで、私は今の中間貯蔵施設の調査・検討を受け入れたわけでございます。

そして、その中で住民にしっかり説明したほうがいいんじゃないかという秋山議員のご指摘でございますが、それは当然、適地となれば、住民説明会等々も含めて説明をしていかななくてはならないし、私も事あれば住民の皆さんと個々に中間貯蔵施設についてはこういうものですと、町の財政状況はこうなっておりますということはお話をさせてもらっていますんで、議員の皆さん方も、十分そこらあたりの町の財政状況等承知しておられると思いますので、そのあたりについても、また住民の方にそうしたことをご説明していただければ大変ありがたいと思っております。

それとダウンサイジングについて、水道事業についても各課で認識といいますか、見識が違うんじゃないかという秋山議員のご指摘でございますが、庁舎内では毎月、課長会議を行っております。その課長会議の中で、情報はしっかり共有するよということ、私どもも各課長には申し上げておるわけで、そういうふうに秋山議員が

捉えられるのであれば、それはまた我々の説明不足かも知れませんが、やっぱりオール上関町で対応するようにと。それぞれの課がそれぞれの課の担当で、これだけやっておけばいいや、ほかの課のことは分からないというのでは、それではしっかりした行政ができないから、オール上関町で取り組むようにと。情報あるいは難題、そうした問題等々があっても、みんなで共有して方向性を決めていくということは大事なことということは申し上げておりますので、今日、秋山議員からそうしたご指摘も受けましたので、庁舎内でしっかり検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岩木 和美） 秋山議員。

○議員（5番 秋山 鈴明） 質問に答えていただきありがとうございます。

先ほどから財源のお話の中で、その活用方法というお話もいただいています。それをしっかり町民にも理解してもらうために行政から丁寧に説明すべきではないかということで、正しい情報を伝える責任が当然あるかと思えます。

その上で、町長は度々、財政状況を考えると10年後とか、今の町の衰退がというお話をよく重ね重ねされますし、それだけ思いが強いというのは理解できるんですけど、一方で、今この状況の町の衰退を強調されればされるほど、これまでの交付金の活用の質に対する説得力がどうしても失われてきてしまうというか、町長が今の町の状況を憂えば憂うほど、これまで活用してきた交付金は一体何だったんだ、持続可能という基準でいうとどうなったんだというところが同時にあらわになってしまうというか、町長自身でご説明されてしまうような状況になってしまっていますので、いかに説得力のある形で、活用方法について、ちゃんと住民に対して提示できるかというところが、なかなかそれがないと説得力がないのではないかというふうに思います。

今後、そのプロセスが進むに当たって、住民説明会など開かれていくということでご答弁いただいたんですけども、現状はやはり、これ何度も言っていることですが、中間貯蔵施設が安全かどうかの論点でしか現段階ではされておられません。触って安全かどうか、安心かどうか見てきてほしいというお話をずっとされてきていて、それ以

降のことは調査結果が出た後からだというお話は承知しているんですけど、今後、町長が認められるように財源があれば町がよくなるわけではないし、中間貯蔵施設が来れば人口減が止まるわけではないということも含めて、最初のご答弁で認められたのであれば、そういうところも含めて具体的な交付金の使用用途とかも行政から提示して論点にしていくお考えが現時点であるのでしょうか。それを最後の再質問という形で確認させていただきたいと思います。

議長、質問を整理しますね。

○議長（岩木 和美） はい、お願いします。

○議員（5番 秋山 鈴明） 現段階では安全かどうかの論点でしか、町民に対して示されていないというふうに僕は思っております。また、人口減だから中間貯蔵なんだとか、財政難だから中間貯蔵なんだという因果で知れ渡っているけど、実際のところはそうではなくて、活用の質の問題が争点になるべきであり、いわゆる分かりやすいわなだと思うんですけど、イメージでどうしても進んでしまう。財源があれば町がよくなるとか、インパクトのある誘致企業が町に入れば町がよくなるとかという根拠なきイメージがすごい先行しているので、その点も含めて、ちゃんと冷静に、データも含めて具体的な交付金の使用用途とか、前提であるイメージ先行の根拠のない、わなみみたいところをちゃんと認めた上で行政から町民に対し提示し、論点にしていくつもりが現時点であるかということについて、ご質問させていただければと思います。

以上です。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 山村議員からご質問いただいたように、歴代の町長さん方が今までこの交付金でどれだけの町の事業、または住民への行政サービスをしてきたかということを示したほうがいいんじゃないかという質問を頂きました。

今、秋山議員からも、この原子力財源がしっかり町のそうした住民行政に活用されていることは住民が分かってないんじゃないかというような質問だったと思うので、そこらあたりはしっかり整理していきたいし、また、交付金の活用を具体的に、どこ

にどう使うのかということについては、令和7年度の当初予算にもいろいろ、この交付金で新たな事業へ取り組んでいることは、秋山議員も議案と予算書を見ていただければ分かることと思いますが、この後についてはまだ可否も決まってない中で、その新たな交付金をどう使うのかということについては、そのまた先の時点で考えればいいのではないかなというように思っておりますので、そこらあたりはご理解を頂きたいと思います。

○議長（岩木 和美） 秋山議員。

○議員（5番 秋山 鈴明） 今後、考えていかれるというのは承知しているんですけども、そういったことも含めて、ちゃんと住民に公開した形で議論の材料にされていくということを現時点で考えてられるかどうかという質問でした。すみません。

○議長（岩木 和美） 西町長。

○町長（西 哲夫） 申し訳ありません。そういう時点になれば、当然町としても、先ほど申し上げましたけど、しかるべき時が来て住民説明会が必要となった時点では、なぜ町が中間貯蔵施設を受け入れるような考えになるのかということ、町としてもしっかり説明をしていかななくてはならないと思いますので、そこらあたりで十分説明は尽くせるんじゃないかなというように考えております。

それと、先ほどから度々申し上げますけど、今まで、この交付金がなかった場合、秋山議員もおっしゃられましたが、100億の交付金がなかった場合、果たしてこの町がどういうふうな形になっておるのか……。

○議長（岩木 和美） 傍聴席、お静かにお願いします。

○町長（西 哲夫） そこはしっかり考えておかないと、島も含めた中で、いろんな事業をこの交付金でやってきているわけで、これがなかった場合にはどのような状況になったということは皆さんもお分かりいただけるんじゃないかと思っておりますので、歴代の町長さんを、その交付金が有効活用できてなかったと、こういう憂うような町になっちゃうんじゃないかということは、私は歴代の町長さん方に対してちょっと失礼な発言ではないのかなというように思っております。

以上です。

○議長（岩木 和美） 秋山鈴明議員の一般質問を終わります。

---

○議長（岩木 和美） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月11日水曜日午前9時から開きます。

本日はこれにて散会します。

午前11時45分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 岩木 和美

署名議員 清水 康博

署名議員 右田千賀子

---

令和7年 第2回(定例)上 関 町 議 会 会 議 録(第3日)

令和7年6月11日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

令和7年6月11日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 追加議案
- 日程第3 議事
- 議案第1号～議案第9号
- 報告第1号～報告第2号
- 追加議案第1号～第3号
- 日程第4 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 追加議案
- 日程第3 議事
- 議案第1号～議案第9号
- 報告第1号～報告第2号
- 追加議案第1号～第3号
- 日程第4 議員派遣の件

---

出席議員(10名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 山谷 良数議員 | 2番 清水 康博議員 |
| 3番 右田千賀子議員 | 5番 秋山 鈴明議員 |

6番 海下竜一郎議員

7番 古泉 直紀議員

8番 山戸 孝議員

9番 柏田 真一議員

10番 山村 泰志議員

11番 岩木 和美議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 鶴田 昌規

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 哲夫	副町長	北谷 勲
教育長	山方 純	総務課長	山内 孝幸
企画財政課長	坪金 由美	住民課長	立畠 信昭
保健福祉課長補佐	新川 力丸	産業観光課長	磯辺 一男
土木建築課長	田中 健一	会計管理者	徳重 貴子
教育次長	萩原 淳		

---

午前9時00分開議

○議長（岩木 和美） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

その前に、執行部のほうから、中原保健福祉課長が本日欠席のため、代理で新川課長補佐が出席との報告を受けております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、お願いをしておきます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードでお願いし

ます。

傍聴席をお願いします。本会議中は私語は慎まれ、お静かにしていただくようお願いいたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（岩木 和美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、議長において、秋山鈴明議員、海下竜一郎議員、両名を指名します。

---

### 日程第2. 追加議案

○議長（岩木 和美） 日程第2、追加議案について、追加議案第2号を議題にします。

議案逐条説明に入ります。

追加議案第2号上関町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、山内総務課長。

[総務課長説明]

追加議案第2号 上関町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩木 和美） 追加議案第3号を議題にします。

逐条説明に入ります。

追加議案第3号令和7年度上関町一般会計補正予算（第2号）について、坪金企画財政課長。

[企画財政課長説明]

追加議案第3号 令和7年度上関町一般会計補正予算（第2号）について

.....  
○議長（岩木 和美） 以上で、議案逐条説明を終わります。

---

### 日程第3. 議事

○議長（岩木 和美） 日程第3、議事に入ります。

議事に入る前に、議案審議の要領ですが、一応、逐条説明が終わっていますので、執行部より補足説明があれば説明を行った後、審議を進めたいと思います。執行部の補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 補足説明はないようです。

なお、上関町議会会議規則第49条「発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない」ということと、第50条「質疑は同一議員につき、同一議題について、3回を超えることができません」、これを遵守の上、ご質疑をお願いいたします。

議案第1号専決処分の承認についてを議題とします。

(1) 令和6年度上関町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について、予備審査も終わっておりますので、歳出で審議をお願いします。令和6年度事項別明細書の3ページから8ページでお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

(2) 令和6年度上関町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、予備審査も終わっておりますので、歳入・歳出一括で審議をお願いします。事項別明細書の11ページから13ページでお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

（３）令和６年度上関町介護保険特別会計補正予算（第４号）の専決処分について、予備審査も終わっておりますので、歳入・歳出一括で審議をお願いします。事項別明細書の１７ページから２２ページ、２４ページでお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

（４）令和６年度上関町診療所事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分について、予備審査も終わっておりますので、歳入・歳出一括で審議をお願いします。事項別明細書の２７ページ、２８ページでお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

（５）令和６年度上関町風力発電事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分について、予備審査も終わっておりますので、歳入・歳出一括で審議をお願いします。事項別明細書の３１ページから３３ページで審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

（６）令和６年度上関町用地取得事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分について、予備審査も終わっておりますので、歳入・歳出一括で審議をお願いします。事項別明細書の３７ページ、３８ページで審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

（７）上関町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について、議

案の22ページから27ページで審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

（8）上関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について、議案の28ページ、29ページで審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号専決処分の承認についてを採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第2号令和7年度上関町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。予備審査も終わっておりますので、歳出で審議をお願いします。令和7年度事項別明細書の3ページから6ページをお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号令和7年度上関町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号上関町人権施策推進審議会条例の制定についてを議題とします。議案の

33ページから35ページでご審議お願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号上関町人権施策推進審議会条例の制定についてを採決します。  
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号上関町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の36ページ、37ページでご審議お願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第4号上関町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号上関町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の38ページから49ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号上関町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号上関町老人憩の家等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の50ページ、51ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第6号上関町老人憩の家等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号上関町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の52ページ、53ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第7号上関町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号上関町定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の54ページ、55ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第8号上関町定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号訴えの提起等をする事についてを議題とします。議案の56ページから58ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより議案第9号訴えの提起等をする事についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第1号令和6年度上関町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議案の59ページ、60ページで質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑がないようですので、質疑を終了します。

報告第2号第15期一般財団法人なごみの事業計画の報告について、議案の61ページから66ページで質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑がないようですので、質疑を終了します。

追加議案第1号工事請負契約の変更についてを議題とします。追加議案の1ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより追加議案第1号工事請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加議案第2号上関町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。令和7年6月11日提出の追加議案の1ページ、2ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより追加議案第2号上関町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加議案第3号令和7年度上関町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。事項別明細書、令和7年6月11日付の2ページでご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 質疑なしと認めます。

これより追加議案第3号令和7年度上関町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議員派遣の件

○議長（岩木 和美） 日程第4、議員派遣の件。

会議規則第110条第1項の規定により、お手元に配付のとおり派遣を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩木 和美） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおりに決定しました。

---

○議長（岩木 和美） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これにて、令和7年第2回上関町議会定例会を閉会します。

午前9時22分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 岩木 和美

署名議員 秋山 鈴明

署名議員 海下竜一郎